

「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を目指して

第3次北杜市行財政改革大綱

平成26年度～平成28年度



平成26年2月

北 杜 市

はじめに

本市では、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向け、「8つの杜づくり」を施策の柱とした第1次北杜市総合計画により、市民と行政が一体となって財政の健全化を1丁目一番地として、合併した北杜市のまちづくりにまい進し、夢や希望の持てる施策を展開しています。

一方で、めまぐるしく変化する経済状況など生活環境が大きく変化する中、人口減少や少子高齢化の進行、多額の市債残高による厳しい財政状況に対応するため、平成18年3月策定の「第1次北杜市行政改革大綱」及び平成23年2月策定の「第2次北杜市行政改革大綱」に基づき、公共工事の縮減や職員数の削減、徹底したコスト意識のもとで、各種事務事業や既存の行政システムをゼロから見直すとともに、行政と市民やボランティア・NPO・民間企業等との役割分担を明確にした市政を推進し、市民の皆様との協働による公共サービスの質的向上を目指してまいりました。

しかし、地方分権が進み、社会保障や教育などの幅広い分野で国・県から市町村への権限委譲の進展、また、住民の価値観の多様化による行政ニーズの複雑化など、大きな変動の渦中にあることから、住民に最も身近である地方自治体には、自主・自立した創意工夫が求められると同時に責務も増大しています。

加えて、本市の一般会計歳入の約4割を占めている普通交付税が、平成27年度から段階的に縮減されるなど、更に厳しい行財政運営が予想されることから、行政能力の一層の向上とさらなる改革への取り組みも必要となっています。

これまでも最小の経費で最大の効果が上げられるよう、積極的に行財政運営に取り組んでまいりましたが、より一層の行財政改革への取り組みが必要なことから、財政の中・長期見通しの見直しを行い、健全な財政の推進に加え、さらなる事務事業の見直しや複雑化する市民ニーズに対応するための人材育成を盛り込んだ、「第3次北杜市行財政改革大綱」を策定いたしました。

北杜市の潜在能力を活かして存在感を高め、そして市民の皆様と地域力を高めてきましたが、これからは自分たちのふるさとを、自分たちで守り築いていく時代であります。

今後、この大綱に基づき、改革の必要性を市民の皆様幅広く周知し、御理解をいただくとともに、市民の皆様が目線に立ったまちづくりのため、皆様からの御意見も多く取り入れ、効率的で効果的な市政を推進してまいりますので、御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

結びに、行財政改革大綱の策定に際し、慎重な御審議をいただきました北杜市行政改革推進委員会委員各位をはじめ、御意見をいただきました方々に対しまして心からお礼を申し上げます。

平成26年2月

北杜市長 白 倉 政 司

目 次

| | | |
|----|--------------------------------------|----|
| 第1 | 北杜市の目指す姿 | 3 |
| 第2 | 行財政改革大綱の策定 | 3 |
| 第3 | これまでの取組状況 | 4 |
| 第4 | 市の現状と課題 | 6 |
| 1 | 人口 | 6 |
| 2 | 財政状況 | 7 |
| 3 | 職員定員管理及び給与水準の状況 | 13 |
| 第5 | 改革の基本理念及び行財政改革アクションプラン（実施計画）の 考え方 | 15 |
| 1 | 第3次行財政改革大綱の体系図 | 16 |
| 2 | 実施期間 | 18 |
| 3 | 推進体制 | 19 |
| 第6 | 改革の基本目標 | 21 |
| 第7 | 改革を推進する重点項目 | 22 |
| 1 | 健全な市財政の確立 | 22 |
| 2 | 自主財源の確保と負担の公平化の実現 | 22 |
| 3 | 市民との協働による事業の展開と情報の共有化 | 23 |
| 4 | 事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進 | 23 |
| 5 | 経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進 | 24 |
| 第8 | 財政の中・長期見通し | 25 |
| 1 | 現状での見通し | 25 |
| 2 | 第3次行財政改革アクションプランの実行を前提とした見通し | 26 |
| 第9 | 第3次行財政改革アクションプラン | 30 |
| 1 | 健全な市財政の確立 | 31 |
| 2 | 自主財源の確保と負担の公平化の実現 | 37 |
| 3 | 市民との協働による事業の展開と情報の共有化 | 46 |
| 4 | 事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進 | 52 |
| 5 | 経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進 | 62 |

【参考資料】

| | |
|---------------------|----|
| ・北杜市行政改革大綱等について（答申） | 70 |
| ・北杜市行政改革推進委員会条例 | 71 |
| ・北杜市行政改革推進委員会名簿 | 72 |
| ・北杜市行政改革推進本部設置要綱 | 73 |
| ・北杜市行政改革推進委員会等審議経過 | 75 |

第1 北杜市の目指す姿

本市では、まちづくりの将来像である「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を実現するため、「第1次北杜市総合計画」で4つの将来都市像を示してまちづくりを推進しています。

『4つの将来都市像』

1 8つの個性が光るネットワーク都市

多様な地域の個性と特性を最大限に活かし、交通や通信によって有機的に連携し、より細かな市民ニーズの把握を行いながら、都市全体の均衡ある発展を目指すとともに、市としての一体的なつながりを強化します。

2 自然と暮らしが調和する環境共生都市

本市の最大の資源である自然環境を守り育てていくため、生態系の保護や循環型社会の構築、効率的なエネルギーシステム、景観形成など多様な側面から環境に配慮したまちづくりを行います。

3 水と緑と太陽を活かした交流産業都市

良好な農業環境を背景とした、多様な農産物を活かして、安全性や商品性などを付加し、食の「北杜市ブランド」化を図り、これらと観光拠点等との連携を図ることにより、高付加価値の商工業、サービス業等が立地する交流産業都市を形成します。

4 地域で育む生活文化都市

地域で培われた生涯教育、芸術・文化、コミュニティなどの伝統を活かし、市民と行政のパートナーシップにより、福祉と文化のネットワークづくりを進めます。

第2 行財政改革大綱の策定

4つの将来都市像を着実に推進していくためには、将来にわたり持続可能な安定した財政基盤の構築と市民の一体感・連帯感の醸成を図るとともに、分権時代にふさわしい自己決定、自己責任の原則による自治体経営を進める必要があります。

これまで、第1次北杜市行政改革大綱及び第2次北杜市行政改革大綱により、多くの行財政課題に取り組み一定の成果を上げてきましたが、まだまだ道半ばであります。今後、北杜市のまちづくりを更に進めていくためには、これまで以上に行政と市民が一体となって行財政改革に取り組んでいく必要があります。

このため、これまでの行政改革の取り組みを継承しながら、新たな改革項目を加えた「第3次北杜市行財政改革大綱」を作成することとします。

第3 これまでの取組状況

1 第1次北杜市行政改革大綱・行財政改革アクションプランの検証

平成16年11月の合併後、景気の低迷や少子高齢化の進行などに加え、地方分権による三位一体改革など地方自治体を取り巻く環境が著しく変化する中、本市では、多様化する市民ニーズや様々な行政課題に的確に対応し、市民と行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を共通の課題として協力し取り組むため、「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」と「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念に、3つの「改革の基本目標」を定めた第1次北杜市行政改革大綱及び目標実現に向けての具体的な110項目の取組項目を「第1次行財政改革アクションプラン」として平成18年3月に策定しました。

- 『改革の基本目標』
1. 財政の健全化
 2. 施策の再構築と市民との協働
 3. 市役所の構造改革とスリム化

その結果、平成18年度から平成22年度までの成果は、1「財政の健全化」で44項目中27項目、2「施策の再構築と市民との協働」で34項目中23項目、3「市役所の構造改革とスリム化」で32項目中27項目について目標を達成できました。

2 第2次北杜市行政改革大綱（行政改革アクションプラン）の検証

人口減少、少子・高齢化への対応、市民福祉の維持、市民等の民間活力や資源の有効活用など、市民の目線で考え将来が見える計画を基本として、引き続き「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」と「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念に行政改革に取り組み、行政と市民の意識改革そして市民との「協働」によるまちづくりを進めるため、第1次北杜市行政改革大綱の3つの改革の基本目標に基づき、これまでの本市の行政改革の経緯と実情を踏まえ、全庁的に取り組む行政改革推進のため「5つの重点項目」を定め、目標実現に向けての具体的な86項目の取組項目を「第2次行政改革アクションプラン」とした「第2次北杜市行政改革大綱」を平成23年2月に策定しました。

その結果、平成23年度から平成25年度までの成果（見込み）は、1「財政の健全化」で32項目中20項目、2「施策の再構築と市民との協働」で39項目中31項目、3「市役所の構造改革とスリム化」で15項目中9項目について目標を達成できました。

次に、各重点項目の主なる成果として、「1健全な市財政の確立」では、市債

の繰上償還などにより定時償還の元利償還金が減少したことなどから、実質公債費比率が15.5%となり、県の許可がなくても起債が出来るようになりました。

また、経常経費の削減・経費削減意識の徹底については、平成22年度当初予算と25年度当初予算との比較で6.6%削減しました。市役所などの電力供給も、PPS(特定規模電力事業者)に切替えるなど電気料金の削減に努めました。

次に、「2市税等の収納率の向上と負担の公平化の実現」では、厳しい経済状況の中にもかかわらず、市税等の収納率が納税相談や臨戸訪問等を実施した結果、ほとんどの税料目で目標を達成しました。

また、火葬場使用料や下水道使用料などの見直しを行い、受益と負担の公平性を実現しています。

次に、「3市民との協働による事業展開と情報の共有化」では、災害時要援護者支援制度登録者や認知症サポーターなど、ボランティアの登録件数が大幅に増加し、市政運営の中で力を発揮していただくなど、市民との協働によるまちづくりが進められています。

次に、「4事務事業の根本的見直しと民営化、民間委託の推進」では、大学・企業等との協定により、特産品の開発やふれあい塾の開催など各種事業を展開しています。また、小・中学校適正配置実施計画に基づき、増富小学校、長坂地域小学校の統合も実現しました。

最後に、「5新たな経営改革の研究と活力ある組織作りの推進」では、上・下水道施設の管理経費の縮減を行うなど、公営企業会計の経営改善に取り組んでいます。

なお、5つの重点項目に対する3ヶ年の達成状況は、次の表のとおりです。

第2次行政改革アクションプランの取組結果(見込み)

| 重点項目 | 達成 | 未達成 | 合計 |
|----------------------------|-------|-------|------|
| 1. 健全な市財政の確立 | 5 | 3 | 8 |
| 2. 市税等の収納率向上と負担の公平化の実現 | 15 | 9 | 24 |
| 3. 市民との協働による事業の展開と情報の共有化 | 12 | 1 | 13 |
| 4. 事務事業の根本的見直しと民営化、民間委託の推進 | 19 | 7 | 26 |
| 5. 新たな経営改革の研究と活力ある組織づくりの推進 | 9 | 6 | 15 |
| 合計 | 60 | 26 | 86 |
| 達成率 | 69.8% | 30.2% | 100% |

第4 市の現状と課題

1 人口

●将来の推計人口

本市の人口は緩やかな減少傾向にあり、普通交付税の特例措置が終了する年次である平成32年（2020年）には、約4万3千人と予想されます。

平成22年の国勢調査時に31.2%であった老年人口（65歳以上人口）の比率が、平成32年には40.0%となり、年少人口（14歳以下の人口）の比率である8.9%を大幅に上回り、超高齢化社会となることが予想されています。

一方で、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）は、平成22年に57.6%であったが、平成32年には51.1%と6.5ポイント減少する見通しです。

このことから、本市においても、普通交付税の算定基準のひとつである人口が減少することによる交付税の減少や生産年齢人口の減少による市税等の減収、また、老年人口の増加により社会保障に関わる経費が増大するなど、いくつかの課題があります。

北杜市年齢三区分別人口の推計

| 区 分 | 国 勢 調 査 | | | 交付税特例措置終了年 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | H12 | H17 | H22 | H32 |
| 年少人口 (0歳～14歳) | 6,860人 (14.3%) | 6,189人 (12.9%) | 5,261人 (11.2%) | 3,799人 (8.9%) |
| 生産年齢人口 (15歳～64歳) | 28,544人 (59.6%) | 28,452人 (59.1%) | 27,054人 (57.6%) | 21,897人 (51.1%) |
| 老年人口 (65歳以上) | 12,477人 (26.1%) | 13,503人 (28.0%) | 14,639人 (31.2%) | 17,141人 (40.0%) |
| 総人口 | 47,881人 | 48,144人 | 46,954人 | 42,837人 |

※ 年齢三区分別人口の推計値は、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所推計から引用

2 財政状況

●*普通会計歳入の状況

本市の財源の要である地方交付税については、ここ3ヶ年は127億円余で推移しており、平成24年度の歳入に占める割合は39.5%と最も大きいものとなっています。

平成27年度から平成31年度の5年間で、合併に伴う特例措置による増加額が段階的に縮減され、適用期間終了後には平成25年度の交付税額を基準に推測すると約45億円が減額となる見込みです。

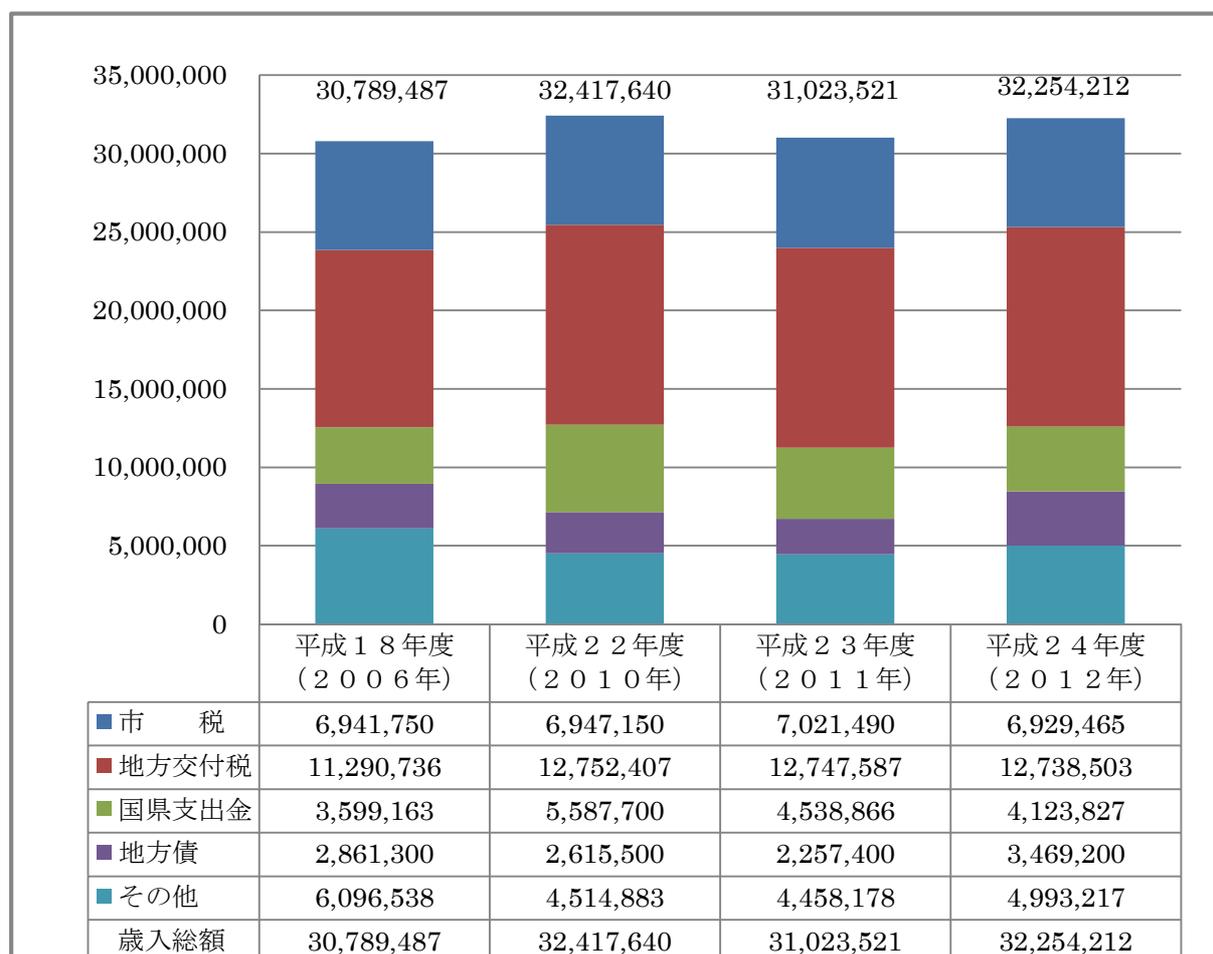
一方、平成24年度の市税収入は69億円余であり、歳入に占める市税の割合は21.5%となっています。

平成19年度からの税源移譲により市税の割合が増し、今後の安定した自主財源の確保と税負担の公平性の観点からも、収納率の一層の向上が課題です。

また、今後は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により減収が見込まれます。

普通会計歳入の推移

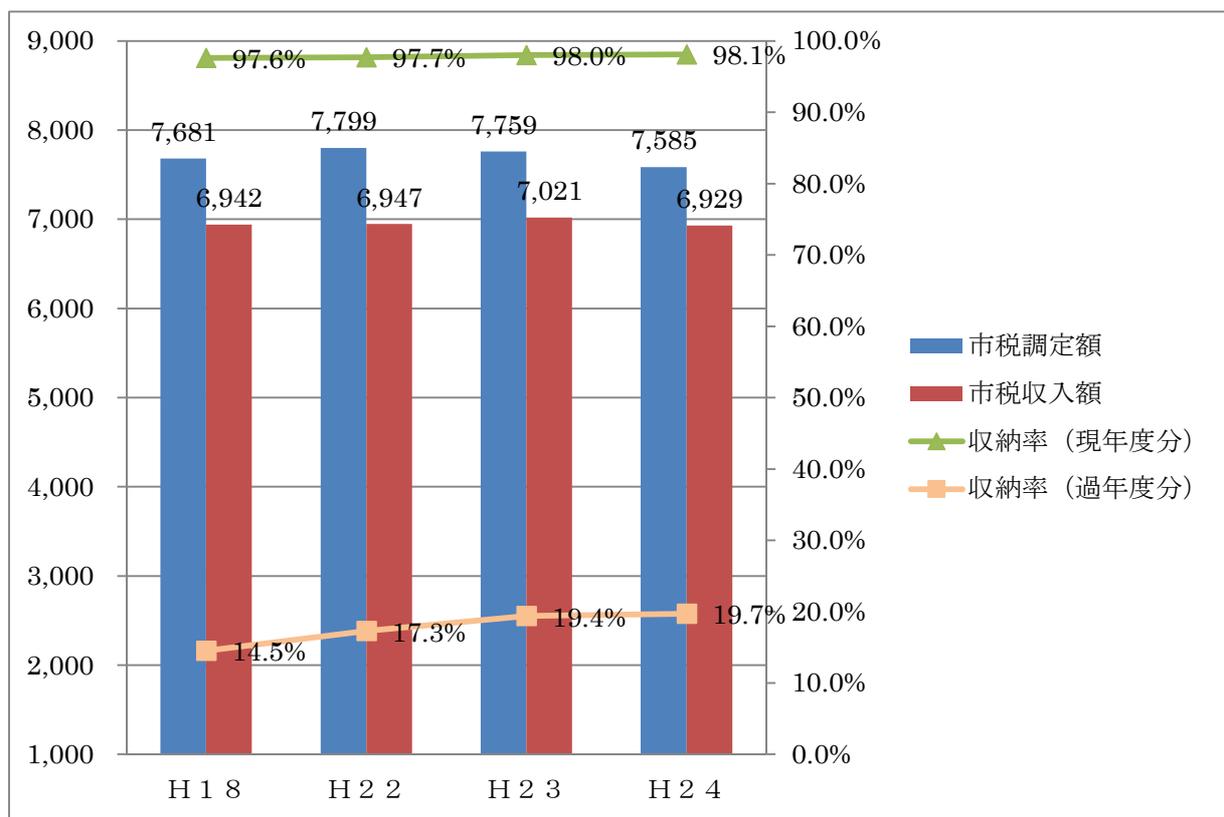
(単位：千円)



(参考)

収納率の推移

(単位：百万円)



●普通会計歳出の状況

歳出の状況は、第1次北杜市行政改革大綱初年度（平成18年度）と平成24年度を比較すると、人件費は定員適正化計画の推進などにより減少傾向にあり、扶助費については、昨今の経済状況により生活保護世帯が増加したことと、子ども手当の支給等により増加しています。

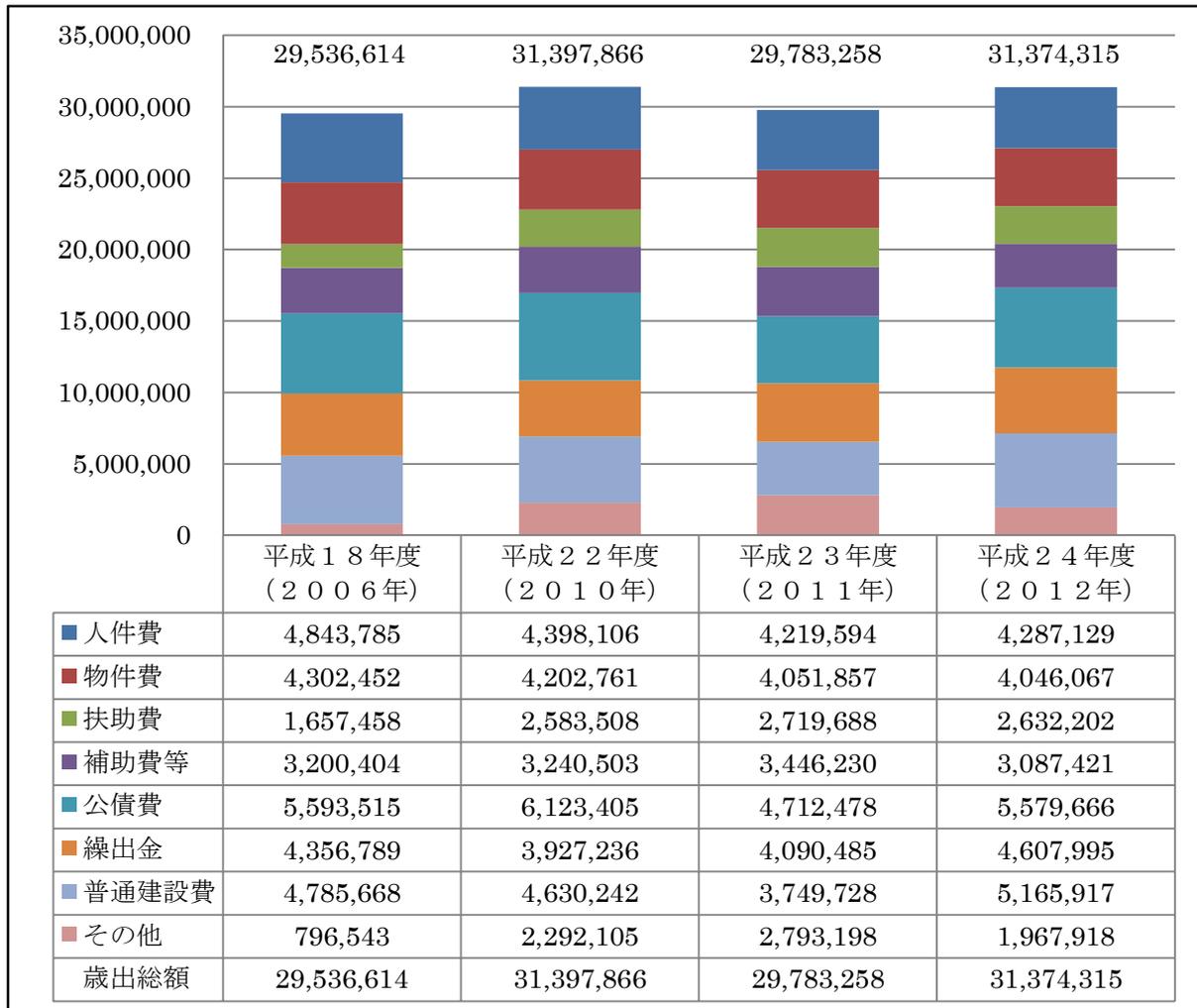
公債費については、将来の負担軽減と財政の健全化を図るため、積極的に繰上償還を行っています。

また、普通建設事業費については、事業の削減に努めていますが、平成24年度は長坂小学校や甲斐駒センターせせらぎなどの大型建設事業の影響で、一時的に増加しています。

その他の歳出では、将来を見据え、目的にあった活用が出来るよう、歳入歳出の状況を見ながら、減債基金などの基金へ積み立てています。

普通会計歳出の推移

(単位：千円)



※人件費 職員の給与や議員・各種委員に対して支払われる報酬などです。

※物件費 消耗品費などの需用費や委託料など市が支払う消費的性質のお金です。

※扶助費 市が生活保護法、児童保護法、老人福祉法などにに基づき支給するお金です。

※補助費等 報償費、負担金、補助金などです。

※公債費 市が借り入れた地方債の元金や利子の償還などに使われるお金です。

※繰出金 普通会計と特別会計または特別会計相互間において支出されるお金です。

※普通建設費 道路、橋、公共施設などの新設、増設、改良事業費や事業用地の購入費などのお金です。

※普通会計 普通会計とは、一般会計と公営事業会計（上下水道等の公営企業会計及び国民健康保険事業特別会計等）を除く特別会計を統合した地方財政統計上、統一的に用いられる仮想会計です。個々の地方公共団体によって設置されている特別会計も違えば、一般会計が網羅する範囲も違うため、各地方公共団体間の財政比較が可能となるように、普通会計という共通の基準が設けられています。

本市の場合の普通会計は、一般会計に甲陵中・高等学校特別会計を統合したものになります。（甲陵中・高等学校特別会計は、平成24年度末で廃止して一般会計に統合しているため、平成25年度以降は、普通会計と一般会計は等しくなります。）

●財政指標の状況

経常収支比率は、合併前の施設整備に伴う起債の据置期間が終了し、元利償還

金が増加したことから、平成22年度には86.7%まで悪化しましたが、これまで実施してきた市債の繰上償還などにより、元利償還金が減少したことから平成24年度には、82.7%まで改善されました。

財政力指数は、リーマンショックによる経済状況の悪化に伴い、税収が落ち込み、平成21年度以降は下降しましたが、経済の持ち直しや税源移譲等により横ばい状況となりました。

実質赤字比率は、これまで普通会計において赤字ではなかったことから数値は算定されていません。

連結実質赤字比率は、これまで普通会計と公営企業会計において赤字ではなかったことから数値は算定されていません。

実質公債費比率は、これまで実施してきた市債の繰上償還などにより定時償還の元利償還金が減少したことなどから、平成18年度と比較すると3.9ポイント改善され、平成25年度には、15.5%になり、県の許可がなくても起債ができるようになりました。

将来負担比率は、これまで実施してきた市債の繰上償還などにより市債残高が減少したことなどから、平成19年度と比較すると81.1ポイント改善されました。

財政指標の推移（普通会計ベース）

| 年度 項目 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 経常収支比率※1 | 82.6% | 83.2% | 85.0% | 86.6% | 86.7% | 83.0% | 82.7% |
| 財政力指数※2 | 0.441 | 0.481 | 0.489 | 0.476 | 0.453 | 0.440 | 0.440 |
| 実質赤字比率※3 | - | - | - | - | - | - | - |
| 連結実質赤字比率※4 | - | - | - | - | - | - | - |
| 実質公債費比率※5 | 19.4% | 19.0% | 19.1% | 18.5% | 18.8% | 17.5% | 15.5% |
| 将来負担比率※6 | - | 160.5% | 167.3% | 145.6% | 108.4% | 99.5% | 79.4% |

※1 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、地方税、普通交付税などの経常的な収入が、どの程度の割合で使用されているかにより、財政構造の弾力性を判断する指標。

※2 地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表し、1を超える場合には、普通交付税の交付を受けないことになる。

※3 収入に対しての赤字額が、どの程度だったのかを示す指標。

※4 収入に対して公営企業会計も含めた市の会計全体の収支の赤字額が、どの程度だったのかを示す指標。

※5 一般会計等が負担する公債費（借入金の返済額）や公営企業会計への繰出金などのうち公債費に相当するものを含めた額の、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で見込まれる一般財源の規模）に対する割合の3ヵ年平均の比率。

※6 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（公営企業や公社等を含めた、地方債や退職手当などの将来支払う可能性があるもの）の、標準財政規模に対する比率。

●基金残高の状況

財政調整基金は、第1次行政改革大綱初年度(平成18年度)と平成24年度を比較すると約13億6,900万円、減債基金は約14億9,400万円、その他基金は約44億3,900万円、とそれぞれ大幅に増加しています。

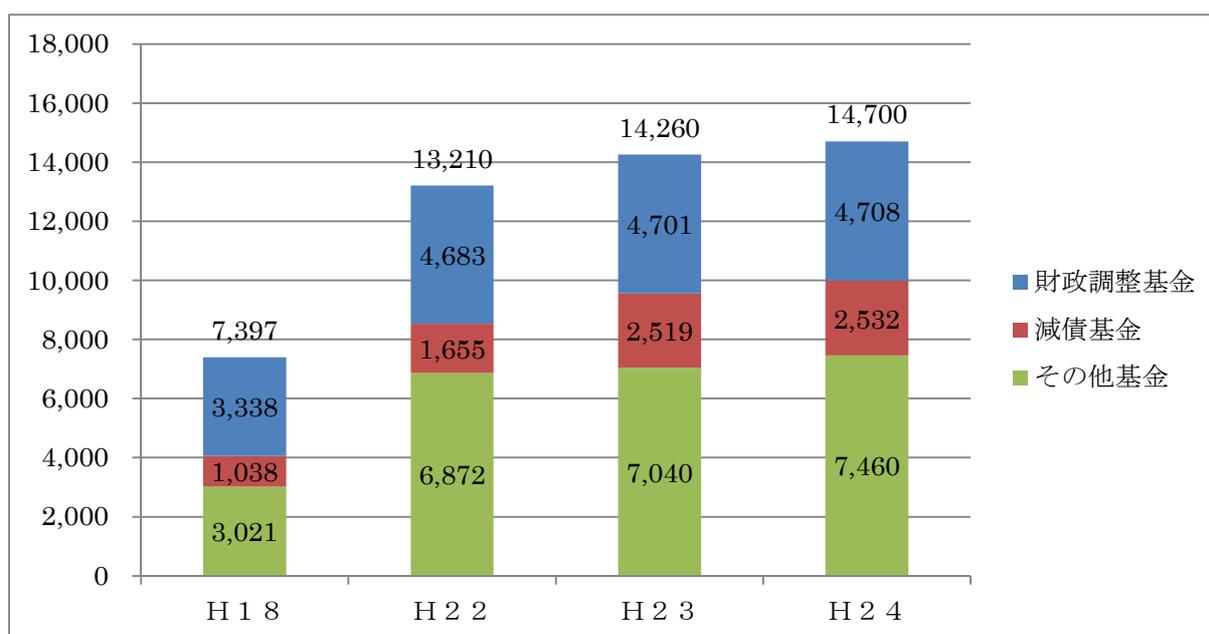
今後、普通交付税の段階的な縮減に備え、市債の繰上償還や公共施設整備の円滑な実施を行うための財源調整の手段として、財政調整基金や減債基金、公共施設整備基金などを有効に活用する必要があります。

基金残高の推移 (普通会計ベース)

(単位：千円)

| 年度 項目 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 財政調整基金 | 3,338,707 | 4,420,975 | 4,657,634 | 4,672,163 |
| 減債基金 | 1,037,757 | 1,643,042 | 1,648,150 | 1,652,491 |
| その他基金 | 3,020,740 | 2,405,785 | 3,319,636 | 4,729,051 |
| 合計 | 7,397,204 | 8,469,802 | 9,625,420 | 11,053,705 |
| 年度 項目 | H22 | H23 | H24 | |
| 財政調整基金 | 4,683,095 | 4,701,121 | 4,707,923 | |
| 減債基金 | 1,654,784 | 2,519,430 | 2,532,497 | |
| その他基金 | 6,872,315 | 7,039,774 | 7,459,969 | |
| 合計 | 13,210,194 | 14,260,325 | 14,700,389 | |

(単位：百万円)



●市債残高の状況

市債残高は、平成16年度末の1,000億円台から、平成24年度末には809億円台に減少しています。

これは、第1次北杜市行政改革大綱・行財政改革アクションプラン、第2次北杜市行政改革大綱及び平成21年6月に策定した北杜市財政健全化計画に基づき、市債発行の抑制、積極的な繰上償還の実施等を進めてきた成果です。

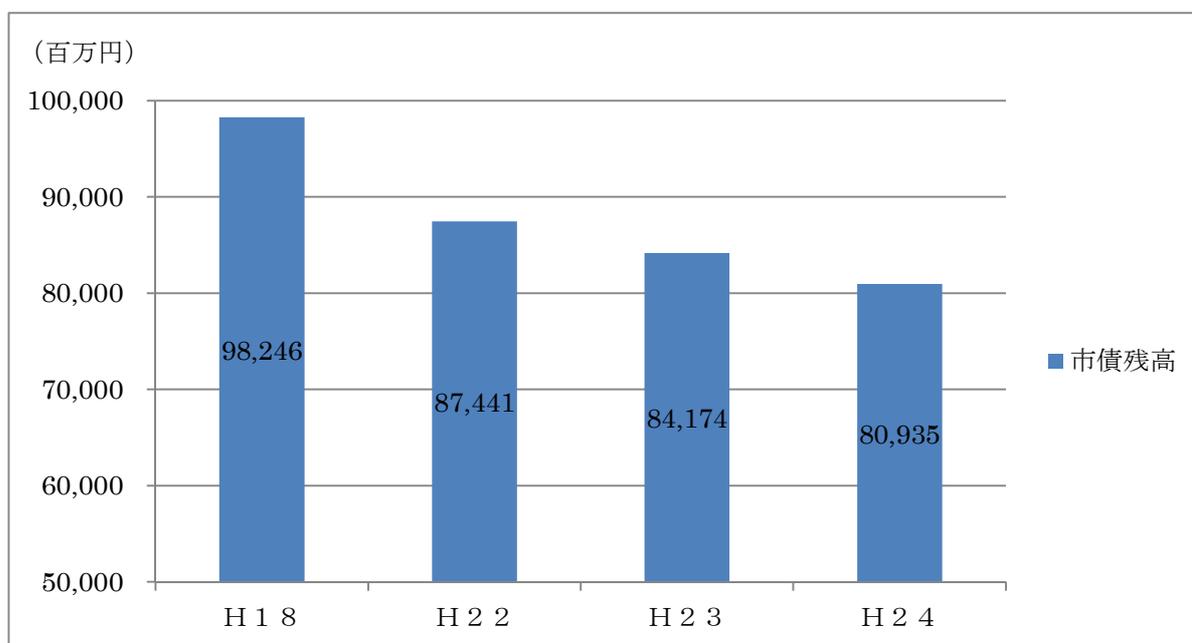
しかしながら、合併前の公共施設整備の結果、本市の市債残高は、依然として高い水準にあるため、より一層の市債残高削減に努める必要があります。

市債残高の状況 (全会計ベース)

(単位：千円)

| | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| H18年度末 | H19年度末 | H20年度末 | H21年度末 |
| 98,246,346 | 96,575,848 | 94,009,436 | 91,278,818 |
| H22年度末 | H23年度末 | H24年度末 | |
| 87,440,708 | 84,174,064 | 80,934,752 | |

(単位：百万円)



3 職員定員管理及び給与水準の状況

●定員管理の状況

平成18年4月の職員数は860人でしたが、平成19年3月に策定した北杜市定員適正化計画に基づき、平成22年4月1日には796人とし、64人（7.4%）の純減を達成することができました。

第2次北杜市定員適正化計画の初年度である、平成23年4月1日現在の職員数は、計画を上回る削減がされていますが、総人件費等を勘案すると更なる削減が必要と考えられるため、引き続き計画に基づき定員の適正化に取り組みます。

現在、本庁舎の7部4局2課体制に加え、8つの総合支所に地域市民課、地域振興課の2課を設け、併せて上下水道センター及び教育センターのうち1センターが各総合支所内に設置され、14人程度の職員を配置していることなどが、類似団体と比較して職員数が多い大きな要因であります。

職員の状況（北杜市定員適正化計画） （単位：人）

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 職員数 (含む病院部門) | 860 | 834 | 816 | 797 | 796 |
| 目標人数 (含む病院部門) | 860 | 837 | 832 | 823 | 811 |

職員の状況（第2次北杜市定員適正化計画） （単位：人）

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 見込 | H27 見込 | H28 見込 |
|------------------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|
| 職員数 (除く病院部門) | 590 | 587 | 576 | - | - | - |
| 目標人数 (除く病院部門) | 594 | 596 | 582 | 576 | 581 | 570 |

※全職員数の推移が病院部門の職員数に影響され、成果が反映されにくい状況にあるため、第2次北杜市定員適正化計画では病院部門の職員数を除いてある。

※職員数は各年4月1日です。

人件費の明細

(単位：千円)

| 平成 18 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4,762,025 | 4,246,523 | 4,174,386 | 4,197,243 |

※各会計に計上している職員に係る人件費総額（給料、職員手当等、共済費）です。

※病院事業特別会計は除きます。

(参考)

●給与水準の状況

本市の一般行政職の職員の給与額を同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較した場合に算出されるラスパイレス指数は、国と比較すると4ポイント程度低く、県内市の平均以下であります。

ラスパイレス指数の推移

| 項目 | 年度 | | | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
| | H18.4.1 | H19.4.1 | H20.4.1 | H21.4.1 | H22.4.1 |
| 北杜市 | 93.3 | 93.8 | 93.9 | 94.6 | 94.7 |
| 県内平均(市) | 95.8 | 95.9 | 95.9 | 95.8 | 96.2 |
| 項目 | 年度 | | | | |
| | H23.4.1 | H24.4.1※ | | | |
| 北杜市 | 95.5 | (96.9) | | | |
| 県内平均(市) | 96.7 | (96.5) | | | |

※H24.4.1は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が適用されているため、括弧内は参考値です。

第5 改革の基本理念及び行財政改革アクションプラン (実施計画) の考え方

社会経済情勢、社会環境の著しい変化や地方分権の進む中で、これからの地方自治体は役割が増大すると共に、自らの判断と責任において主体的に運営していくことが求められています。

このことから、財政の健全化と限られた財源で最大の効果を上げるための組織の構築や多様化する市民ニーズに対応するため人材育成を行い、職員一人ひとりがコスト意識を持って、より自主的な政策形成と効率的な行政サービスの提供を行っていく必要があります。

また、地方自治の本旨である「住民福祉の増進」という地方自治体の責任を果たすために、市の情報を積極的に広報し、情報を市民と共有しながら協働のまちづくりを進めていく必要があります。

このような中、財政の健全化はもとより、人口減少・少子高齢化への対応、市民福祉の維持、市民等の民間活力や資源の有効活用など、第2次北杜市行政改革大綱を継承する中で、市民の目線で考え将来が見える大綱を基本として、引き続き、「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」と「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念に行財政改革に取り組みます。

なお、「第3次北杜市行財政改革大綱」の実施期間の2年目である平成27年度から普通交付税の段階的縮減がはじまることから、平成25年度の交付税額を基準に推測すると、平成26年度から平成28年度までの3ヶ年で4億円の財源確保が必要になると考えられます。

このことから、「第3次行財政改革アクションプラン」では、行財政改革に取り組む3つの基本目標・5つの重点項目に基づき、36項目の行財政改革に全庁的に取り組むことにより約4億5千万円の効果を生み出します。

1 第3次北杜市行財政改革大綱の体系図

■ 第3次北杜市行財政改革大綱

基本理念 ・「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」
 ・「市民と行政の役割分担の明確化」

☆ 改革の基本目標

- I 財政の健全化
- II 施策の再構築と市民との協働
- III 市役所の構造改革とスリム化

3つの基本目標に基づき改革を進める5つの重点項目

☆ 改革を推進する5つの重点項目

- 1 健全な市財政の確立
- 2 自主財源の確保と負担の公平化の実現
- 3 市民との協働による事業の展開と情報の共有化
- 4 事務事業の抜本の見直しと民営化、民間委託の推進
- 5 経営改革への取組みと活力ある組織づくりの推進

5つの重点項目実現に向けての具体的な取組項目

■ 第3次行財政改革アクションプラン（実施計画）

1 ●● ① ●●（継続）

| 取組内容(項目) | 実施予定(年度) | | | 所管部局・課 |
|-------------|----------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 指標(数値目標) | | | | |
| 取組による年度別効果額 | | | | |
| 効果額合計 | | | | |

■第3次行財政改革アクションプラン進捗管理シート

| | | | |
|---------|----------|---------|--------|
| No. | | 課、担当・氏名 | |
| 取組内容 | 基本項目 | | |
| | 細目 | | |
| | 担当課 | | |
| | 具体的な内容 | | |
| | 指標(数値目標) | | |
| | スケジュール | 平成26年度 | 平成27年度 |
| 取組の実施計画 | | | |

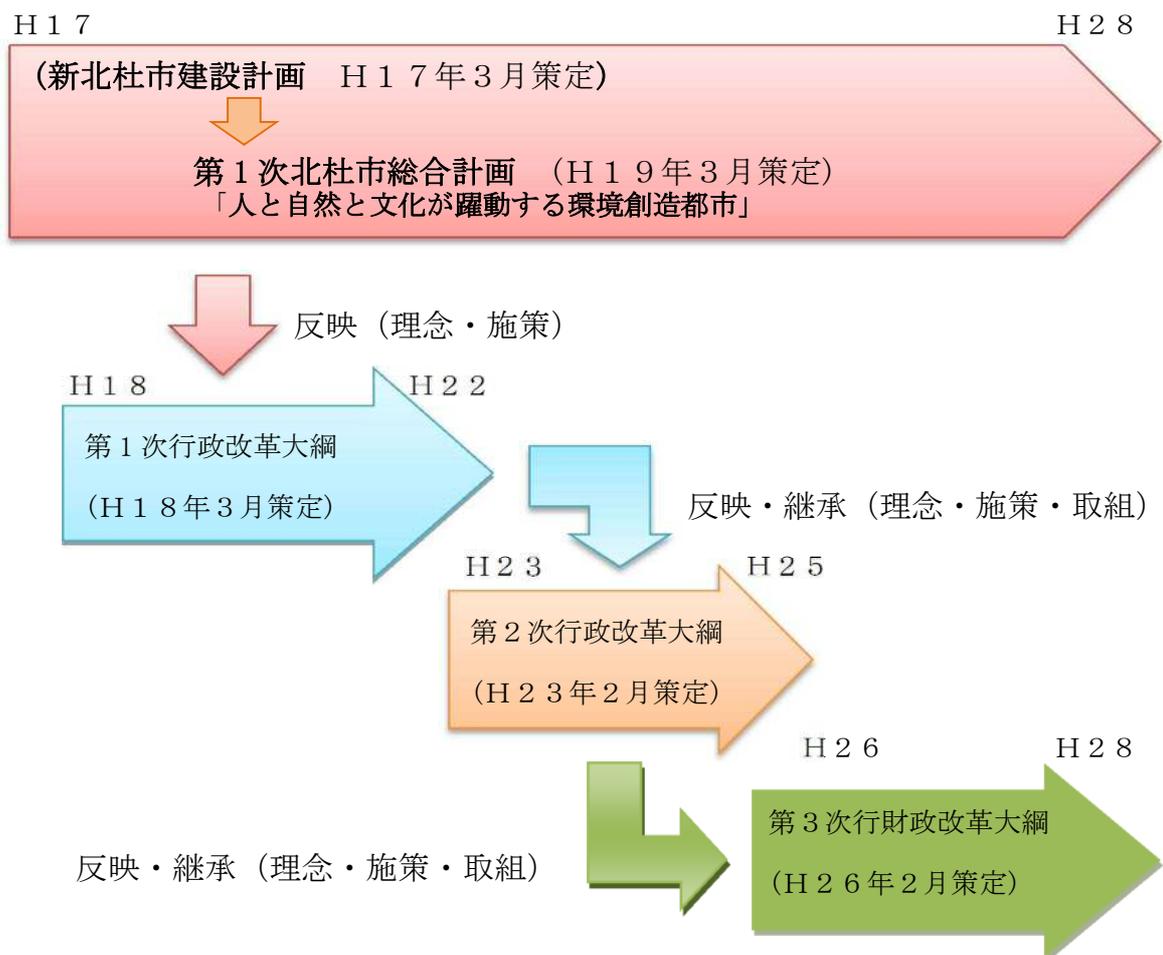
| | | | | |
|--------------|--------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 当該年度の実施計画・実績 | | 平成〇〇年度 前期(4月～7月) | 平成〇〇年度 中期(8月～11月) | 平成〇〇年度 後期(12月～3月) |
| | 手段 (実施計画) | | | |
| | 活動 (取組実績) | | | |
| | 期別活動状況 | | | |

| | | |
|---------|-------------------|--|
| ※年度取組実績 | 取組指標 (数値目標)達成率 | |
| | 今後の課題等 | |
| | 次年度以降 の取組方針 | |

2 実施期間

めまぐるしい経済情勢の変化や人口減少、厳しい財政状況を踏まえた中で、必要な行政サービスを維持しつつ行政改革を進める必要があることから、実施期間を平成26年度から平成28年度までの3年間とすることとします。

■ 総合計画と行政改革大綱の位置づけ

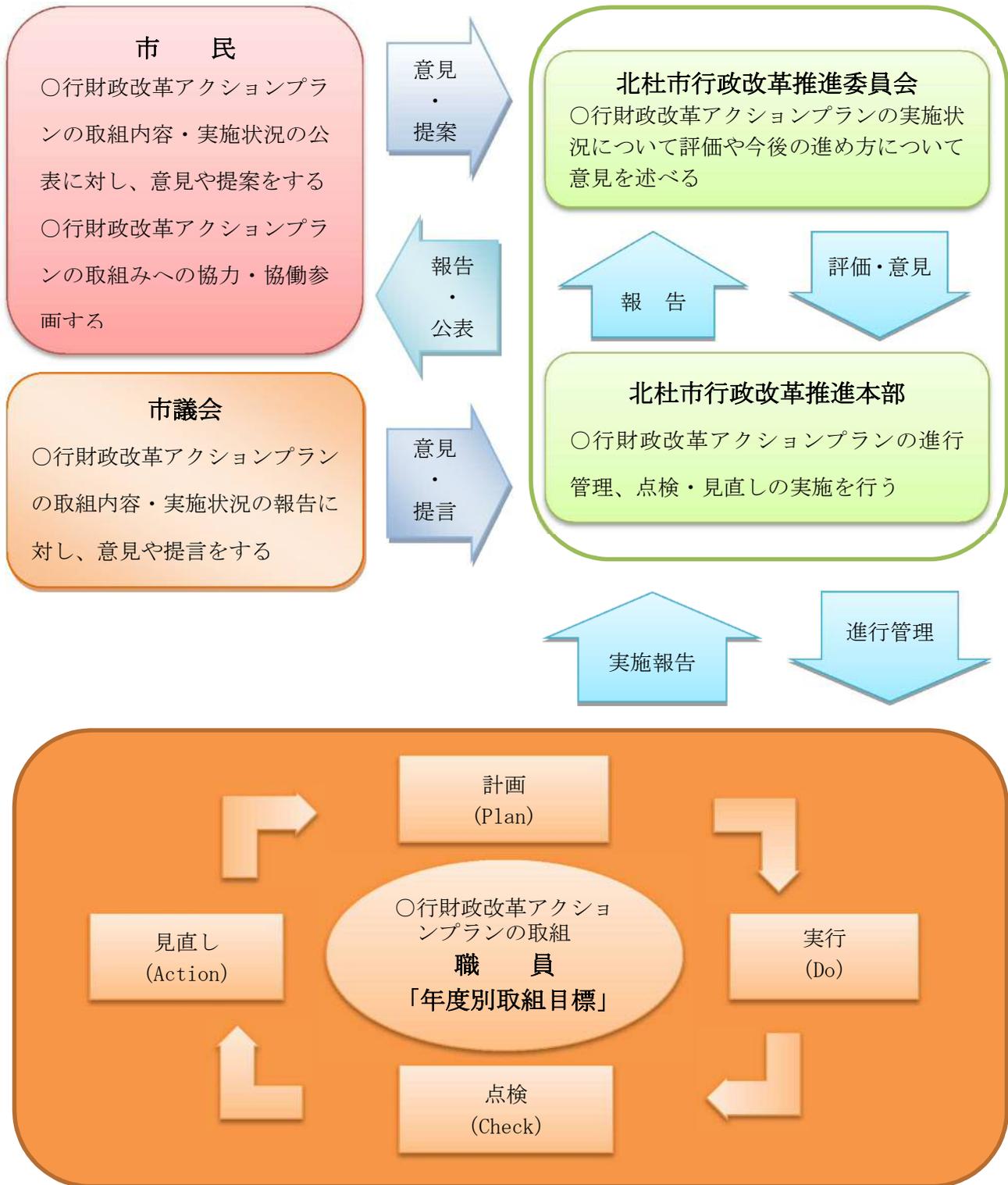


3 推進体制

内部の推進体制については、所管課において実施年度毎に実施目標を定め、PDCAサイクルに基づき毎年度見直しを行うとともに、外部環境変化を反映した取組項目の完了、修正、追加、指標（数値目標）の時点更新等を行っていくこととします。

また、外部については、庁内組織である「北杜市行政改革推進本部」において進捗管理を着実にを行い、諮問機関である「北杜市行政改革推進委員会」において、進捗状況のチェック及び提言・意見をいただくとともに、毎年度の取組状況を市議会に報告し、広報紙や市ホームページを通じて市民に公表していきます。

■ 第3次行財政改革アクションプランの推進体制



第6 改革の基本目標

I 財政の健全化

人件費等の削減や繰出金の抑制、歳出の徹底した削減を行うとともに、市債残高の削減に努め、強固で弾力性のある財政基盤を構築し、健全な市財政を確立します。

II 施策の再構築と市民との協働

行政と市民との役割分担を見直しながら、施策の再構築を図るとともに、市民との協働による行政運営を推進します。

III 市役所の構造改革とスリム化

右肩上がりの成長時代に築かれた行政システムの構造を改革し、創造的な自治体経営のシステムを構築します。併せて、簡素で効率的な組織機構を確立し、スリムで活力のある市役所を築きます。

第7 改革を推進する重点項目

行財政改革に取り組む3つの基本目標に基づくとともに、これまでの本市の行政改革の経緯と実情を踏まえ、第2次北杜市行政改革大綱を継承し5つの重点項目に基づき全庁的に行財政改革に取り組みます。

1 健全な市財政の確立

まちづくりの推進には健全な財政運営が必要不可欠です。厳しい財政状況の中で、いかに財政を健全に維持していくのかが大きな課題であります。

また、平成27年度から普通交付税が段階的に縮減されることから、これに対応できる財政基盤の構築が必要です。

このため、財政の健全化を最優先で進めます。

また、人件費の抑制や補助金等の見直しを行い、支出の抑制を計画的に進めます。

●取組項目

- ①健全化判断比率の改善（継続）
- ②経常経費の削減（継続）
- ③市債発行の抑制（継続）
- ④定員適正化計画の策定・推進（継続）
- ⑤総人件費の抑制（継続）
- ⑥補助金支出の適正化（継続）

2 自主財源の確保と負担の公平化の実現

健全な財政運営を行うには収入の確保が必要不可欠であり、自主財源の確保が重要課題です。

また、負担の公平・公正の観点から使用料や負担金等の見直しも重要な課題となっています。

このため、市税等の収入確保の徹底を図り、受益者負担等の見直しを行うことにより負担の公平化を図ります。

また、定住促進に努めると同時に、企業等の誘致、特に農業生産法人の誘致を積極的に推進し、雇用の場の確保にも努めます。

●取組項目

- ①使用料、手数料、負担金等の見直し（継続）
- ②収納率の向上（継続）
- ③滞納整理の強化（継続）
- ④定住促進に向けた取り組み（新規）
- ⑤企業誘致等の推進（継続）
- ⑥市有財産の有効活用、処分（継続）
- ⑦市印刷物等への広告掲載の推進（継続）

3 市民との協働による事業の展開と情報の共有化

市民と行政の対等なパートナーシップを構築し、「市民」や「地域」が力を発揮できるよう、市が行っているサービスや事務事業を見直し、住民自治の原則に基づいた市民と行政の役割分担を明らかにしていく必要があります。

このため、地域の課題を把握し、市民とのパートナーシップを活かしたまちづくりを進めるため、市民、地域と行政の役割分担を明確にし、市民がいろいろな場面で参画、協働が出来る開かれた行政を目指します。

また、市の情報を広報するとともに、市民と行政がお互いのビジョンや情報を共有し、共に議論しながら、まちづくりを進めていく環境を整備します。

●取組項目

- ①協力金制度の推進（継続）
- ②補助金公募制度の推進（継続）
- ③市民ボランティアとの協働（継続）
- ④地域委員会の活用（継続）
- ⑤市ホームページの充実・行政情報の発信（継続）

4 事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進

市民と行政の役割分担を踏まえる中で、これまで取り組んできた事務事業の費用対効果を検証し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政サービスのあり方の抜本的見直しを行う必要があります。

このため、事務事業の外部評価制度の構築や事務事業や施設等のあり方について抜本的な見直しを行うと同時に、事業や施設運営等に民間の活力を積極的に活

用します。

また、今後の公共施設のあり方や機能の検討を行うと共に、全庁的な施設マネジメントの仕組みを構築していきます。

●取組項目

- ①事務事業外部評価制度の導入（新規）
- ②民間委託（指定管理者制度含む）の活用（新規）
- ③公共事業費の段階的縮減（継続）
- ④市民バス等の見直し（継続）
- ⑤大学や民間企業との連携（継続）
- ⑥出資法人の経営健全化の推進（継続）
- ⑦公営企業の経営改善（継続）
- ⑧病院、診療所の経営改善（継続）
- ⑨施設の有効活用、整理統合（継続）
- ⑩小・中学校適正配置実施計画の推進（継続）

5 経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進

簡素で効率的な行政経営を行うため、時代に見合った組織・機構の見直しや自治体経営改革を行う必要があります。

また、地方分権改革に伴う権限移譲や市民ニーズが複雑・多様化する中で、これまで以上に強い責任感を持って目標を達成できる人材が求められています。

このため、職員の能力開発や意識改革、職場環境の改善を進める中で、最大限の能力を発揮できるよう、計画的な人材育成や組織・機構の見直しを行います。

●取組項目

- ①再任用、嘱託職員の任用方法の見直し（新規）
- ②資格取得支援制度の推進（新規）
- ③マイナンバー制度への取り組み（新規）
- ④人事評価制度の推進（継続）
- ⑤機能性、効率性を重視した組織の再編（継続）
- ⑥人材育成計画の推進（継続）
- ⑦職員提案制度の推進（継続）
- ⑧総合支所、出張所のあり方の検討（継続）

第8 財政の中・長期見通し

1 現状での見通し

●普通交付税の特例措置終了に伴う影響額

普通交付税は、市町村合併を進めるための特例措置として、合併後10年間は手厚い配分がされますが、その後の5年間で段階的に縮減されることとなっています。

本市の場合は、原則的に平成27年度から段階的縮減が始まり、原則的に平成32年度には特例措置の全てがなくなります。

この特例措置終了の影響額は、現時点で確定的に金額が定められているというのではなく、現行の地方財政制度に何の変更もなく、かつ、本市の収入や支出の状況に変動がないと仮定した場合の理論値となります。

この理論値を、平成25年度の普通交付税制度に当てはめて計算しますと、影響額は次の表のとおりとなります。

特例措置終了に伴う影響額

(単位：千円)

| | 実質普通交付税 | 平成25年度との比較 |
|--------|------------|-------------|
| 平成25年度 | 12,983,563 | 0 |
| 平成26年度 | 12,983,563 | 0 |
| 平成27年度 | 12,537,244 | △ 446,319 |
| 平成28年度 | 11,644,608 | △ 1,338,955 |
| 平成29年度 | 10,751,971 | △ 2,231,592 |
| 平成30年度 | 9,859,334 | △ 3,124,229 |
| 平成31年度 | 8,966,698 | △ 4,016,865 |
| 平成32年度 | 8,520,380 | △ 4,463,183 |

※実質普通交付税＝普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

●普通会計の実質単年度収支の状況

普通交付税の特例措置終了への対応として、現在までに取り組んで来た行財政改革が、金額的にどの程度の成果を上げているのかを見るためには、普通会計の実質単年度収支の状況を把握する必要があります。

実質単年度収支とは、歳入歳出決算額から、翌年度へ繰り越すべき財源や、基金への積立額、基金の取崩額、あるいは繰上償還といった、当該年度の決算を評価する上で、除外すべき金額を控除又は加算した額となります。

本市の、平成24年度決算における実質単年度収支は、28億9,349万3千円（注）の黒字になっており、同額の歳入額が決算において余剰となっていることを意味しています。

（注）総務省が行う「地方財政状況調査（決算統計）」の実質単年度収支とは、除外すべき項目の範囲が異なるため一致しておりません。

●普通交付税の特例措置終了年度における決算の姿

特例措置が全てなくなる平成32年度において想定される決算の姿は、現行の地方財政制度に何の変更もなく、かつ、本市の収入や支出の状況に変動がないと仮定した前提では、現時点の黒字である28億9,349万3千円から、普通交付税の影響額である44億6,318万3千円を差し引いた、15億6,969万円が赤字になると考えることができます。

2 第3次行財政改革アクションプランの実行を前提とした見通し

●今後の要改善額

平成24年度の決算をベースにした理論値では、平成32年度までに収支として、15億6,969万円を改善すれば、収支が均衡することになりますが、この額は予算執行上の不用額などを含めた決算上のものなので、予算編成を行う上では、この額をある程度大きく上回る額を、改善する必要があります。

更に、この額は理論値ですので、今後、国の財政状況の影響で交付税の総額が圧縮されるなどの、地方財政制度に変更が加えられますと、改善すべき額も変動することに注意が必要となります。

そのため、中・長期の財政見通しにつきましては、毎年ローリングを行うこととします。

●中・長期の財政見通し

第3次行財政改革アクションプランの実行を前提とした、普通会計の中・長期財政見通し（別表1）は、次の基本的考え方に基づき推計しました。

- ① 税金などの基準財政収入額として算定される歳入項目は、金額が減少すると普通交付税が増額となり、反対に金額が増加すると普通交付税が減額となる仕組みであることから、実質単年度収支を考える上での影響は少ないと捉え、平成25年度の普通交付税の算定に基づく金額で固定した上で、アクションプランの効果額を加算しました。
- ② 扶助費などの制度に基づく歳出項目は、財源措置も制度的にしっかり行われているので、やはり実質単年度収支を考える上での影響は少ないと捉え、平成24年度の決算金額で固定しました。（例えば生活保護費は、歳出額が増加したとしても、その増加額の3/4は国庫負担金で賄われ、残りの1/4は普通交付税の増額で補てんされるため、実質単年度収支には影響を及ぼさないという考えです。）
- ③ 既に実施を決定している、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業や子育て支援住宅などの大型建設事業に係る経費及び財源は、平成24年度決算額に加える形で推計しています。
- ④ 収支の改善に寄与するアクションプランの取組項目は、計画通りに実施した場合の効果額を加味しています。
- ⑤ 社会保障と税（消費税率の引き上げ）の一体改革に関する影響額は、含んでいません。

以上の条件で作成した中・長期見通しでは、普通交付税の特例措置が全てなくなる平成32年度の実質単年度収支が、3億5,000万円の黒字となります。

適切な実質単年度収支の規模は、確定的に定めることは出来ませんが、本市の類似団体における標準財政規模に対する実質単年度収支の比率が、平成23年度決算においては3.6%であることから、これを本市の標準財政規模（207億円：平成24年度決算）に当てはめた額であります、約7億円を一つの目安として考えることができます。

このため、中・長期的な財政運営につきましては、実質単年度収支が7億円を下回らないことを目標に、行財政改革を進めます。

普通会計の中・長期財政見通し(別表1)

(単位:百万円)

| 項目 | H24決算 | H25予算 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入 | | | | | | |
| 地方税 | 6,929 | 7,151 | 7,157 | 7,164 | 7,177 | 7,177 |
| 地方交付税 | 12,739 | 12,780 | 12,580 | 12,288 | 11,220 | 10,494 |
| うち普通交付税 | 11,571 | 11,612 | 11,607 | 11,510 | 10,442 | 9,716 |
| 特別交付税 | 1,168 | 1,168 | 973 | 778 | 778 | 778 |
| 臨財債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国・県支出金 | 4,124 | 3,257 | 4,745 | 4,547 | 4,229 | 4,229 |
| 使用料・手数料 | 659 | 640 | 664 | 667 | 671 | 678 |
| 繰入金 | 1,313 | 1,305 | 2,045 | 1,545 | 1,345 | 845 |
| 繰越金 | 1,225 | 708 | 1,037 | 670 | 699 | 685 |
| 地方債(臨財債を除く) | 3,469 | 1,866 | 3,405 | 2,593 | 2,157 | 1,798 |
| その他 | 1,797 | 1,560 | 1,748 | 1,745 | 1,742 | 1,732 |
| 歳入計(A) | 32,255 | 29,267 | 33,381 | 31,219 | 29,240 | 27,638 |
| 歳出 | | | | | | |
| 人件費 | 4,287 | 4,360 | 4,256 | 4,234 | 4,199 | 4,199 |
| 扶助費 | 2,632 | 2,322 | 2,632 | 2,632 | 2,632 | 2,632 |
| 公債費 | 5,580 | 5,644 | 5,678 | 5,105 | 4,405 | 3,729 |
| 物件費・維持補修費 | 4,234 | 4,606 | 4,197 | 4,159 | 4,122 | 4,122 |
| 補助費等 | 3,087 | 3,202 | 3,013 | 3,009 | 3,005 | 3,005 |
| 積立金 | 1,751 | 1,169 | 2,551 | 1,474 | 973 | 472 |
| 繰出金 | 4,608 | 4,438 | 4,269 | 4,259 | 4,249 | 4,249 |
| 普通建設事業費 | 5,166 | 2,484 | 5,804 | 5,337 | 4,659 | 4,292 |
| うち補助事業 | 2,711 | 287 | 3,185 | 2,818 | 2,263 | 2,263 |
| 単独事業 | 2,455 | 2,197 | 2,619 | 2,519 | 2,396 | 2,029 |
| 災害復旧費 | 28 | 5 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 歳出計(B) | 31,373 | 28,230 | 32,421 | 30,230 | 28,265 | 26,721 |

| | | | | | | | |
|---------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入歳出差引(A)-(B) | ① | 882 | 1,037 | 960 | 989 | 975 | 917 |
| 翌年度に繰り越すべき財源 | ② | 174 | 0 | 290 | 290 | 290 | 290 |
| 実質収支 ①-② | ③ | 708 | 1,037 | 670 | 699 | 685 | 627 |
| 前年度の実質収支 | ④ | 575 | 706 | 1,034 | 666 | 693 | 677 |
| 単年度収支 ③-④ | ⑤ | 133 | 331 | △ 364 | 33 | △ 8 | △ 50 |
| 基金積立額 | ⑥ | 1,751 | 1,169 | 2,551 | 1,474 | 973 | 472 |
| 基金積立額に対する特定財源 | ⑦ | 543 | 543 | 540 | 0 | 0 | 0 |
| 基金取崩額 | ⑧ | 1,305 | 1,282 | 2,045 | 1,545 | 1,345 | 845 |
| 繰上償還額 | ⑨ | 1,496 | 1,721 | 2,000 | 1,500 | 1,300 | 800 |
| 臨財債未発行額 | ⑩ | 1,364 | 1,393 | 1,393 | 1,366 | 1,310 | 1,255 |
| 実質単年度収支 | ⑪ | 2,896 | 2,789 | 2,995 | 2,828 | 2,230 | 1,632 |

※実質単年度収支⑪
=⑤+⑥-⑦-⑧+⑨+⑩

| | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基金残高 | 14,700 | 14,587 | 15,094 | 15,022 | 14,651 | 14,278 |
| うち財政調整基金 | 4,708 | 4,722 | 4,736 | 4,751 | 4,765 | 4,779 |
| 減債基金 | 2,532 | 1,707 | 1,511 | 1,313 | 816 | 318 |
| 公共施設整備基金 | 2,287 | 2,282 | 2,287 | 2,292 | 2,297 | 2,302 |
| 庁舎建設基金 | 1,649 | 1,653 | 1,756 | 1,859 | 1,962 | 2,065 |
| 合併特例債基金 | 2,881 | 3,462 | 4,040 | 4,040 | 4,040 | 4,040 |
| その他特目基金 | 643 | 761 | 764 | 767 | 771 | 774 |

| | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市債残高 | 33,709 | 30,387 | 28,512 | 26,364 | 24,445 | 22,813 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

(単位:百万円)

| 項 目 | | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|----------|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 歳 入 | 地方税 | 7,177 | 7,177 | 7,177 | 7,177 | 7,177 |
| | 地方交付税 | 9,883 | 9,372 | 9,228 | 9,473 | 9,748 |
| | うち普通交付税 | 9,105 | 8,594 | 8,450 | 8,695 | 8,970 |
| | 特別交付税 | 778 | 778 | 778 | 778 | 778 |
| | 臨財債 | 200 | 700 | 900 | 800 | 400 |
| | 国・県支出金 | 4,229 | 4,229 | 4,229 | 4,229 | 4,229 |
| | 使用料・手数料 | 684 | 684 | 684 | 684 | 684 |
| | 繰入金 | 345 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 繰越金 | 627 | 622 | 647 | 643 | 683 |
| | 地方債(臨財債を除く) | 1,798 | 1,798 | 1,723 | 1,723 | 1,723 |
| | その他 | 1,732 | 1,732 | 1,732 | 1,732 | 1,732 |
| 歳 入 計(A) | 26,675 | 26,359 | 26,365 | 26,506 | 26,421 | |
| 歳 出 | 人件費 | 4,199 | 4,199 | 4,199 | 4,199 | 4,199 |
| | 扶助費 | 2,632 | 2,632 | 2,632 | 2,632 | 2,632 |
| | 公債費 | 3,072 | 2,731 | 2,741 | 2,842 | 2,752 |
| | 物件費・維持補修費 | 4,122 | 4,122 | 4,122 | 4,122 | 4,122 |
| | 補助費等 | 3,005 | 3,005 | 3,005 | 3,005 | 3,005 |
| | 積立金 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 |
| | 繰出金 | 4,249 | 4,249 | 4,249 | 4,249 | 4,249 |
| | 普通建設事業費 | 4,292 | 4,292 | 4,292 | 4,292 | 4,292 |
| | うち補助事業 | 2,263 | 2,263 | 2,263 | 2,263 | 2,263 |
| | 単独事業 | 2,029 | 2,029 | 2,029 | 2,029 | 2,029 |
| | 災害復旧費 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 歳 出 計(B) | 25,763 | 25,422 | 25,432 | 25,533 | 25,443 | |

| | | | | | | |
|---------------|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| 歳入歳出差引(A)-(B) | ① | 912 | 937 | 933 | 973 | 978 |
| 翌年度に繰り越すべき財源 | ② | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 |
| 実質収支 ①-② | ③ | 622 | 647 | 643 | 683 | 688 |
| 前年度の実質収支 | ④ | 618 | 612 | 636 | 631 | 670 |
| 単年度収支 ③-④ | ⑤ | 4 | 35 | 7 | 52 | 18 |
| 基金積立額 | ⑥ | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 |
| 基金積立額に対する特定財源 | ⑦ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 基金取崩額 | ⑧ | 345 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 繰上償還額 | ⑨ | 300 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 臨財債未発行額 | ⑩ | 1,000 | 445 | 217 | 317 | 717 |
| 実質単年度収支 | ⑪ | 1,130 | 606 | 350 | 495 | 861 |

※実質単年度収支⑪
=⑤+⑥-⑦-⑧+⑨+⑩

| | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基金残高 | 14,103 | 14,230 | 14,356 | 14,481 | 14,607 |
| うち財政調整基金 | 4,793 | 4,807 | 4,822 | 4,836 | 4,850 |
| 減債基金 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 公共施設整備基金 | 2,307 | 2,312 | 2,317 | 2,322 | 2,327 |
| 庁舎建設基金 | 2,168 | 2,272 | 2,375 | 2,478 | 2,581 |
| 合併特例債基金 | 4,040 | 4,040 | 4,040 | 4,040 | 4,040 |
| その他特目基金 | 777 | 781 | 784 | 787 | 791 |

| | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市債残高 | 22,011 | 22,033 | 22,163 | 22,086 | 21,693 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|

第9 第3次行財政改革アクションプラン

1. 改革を推進する5つの重点項目

| 重点項目 | 具体的な取組項目数 |
|---------------------------|-----------|
| 1 健全な市財政の確立 | 6 |
| 2 自主財源の確保と負担の公平化の実現 | 7 |
| 3 市民との協働による事業の展開と情報の共有化 | 5 |
| 4 事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進 | 10 |
| 5 経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進 | 8 |
| 合計 | 36 |

取組内容（項目）の実施予定（年度）欄の説明

検討・・・取組項目に対し、現状分析、調査、研究等を行い、*設定に向けて、準備、企画、立案等を行うこと。

設定・・・準備段階での市民説明や周知等を行うこと。

条例等の制定や計画の策定、また、制定等の後、市民説明、周知、試行等を行うこと。

実施・・・指標（数値目標）等に取り組むこと。また、計画等を推進すること。

1 健全な市財政の確立

① 健全化判断比率の改善（継続）

【取組の要旨】

経済状況や急激な少子化による人口減少等に伴う市税の伸び悩みや、平成27年度からの5年間で約45億円の交付税の縮減などによる、厳しい財政状況が見込まれています。

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の健全化や再生の必要性を判断するための「健全化判断比率」である4つの財政指標を改善することで、健全な市財政の確立を目指します。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---|--|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 健全化判断比率の改善 | 実施 | → | → | 財政課 |
| 指標（数値目標） | ※実質赤字比率 ※連結実質赤字比率 ※実質公債費比率 ※将来負担比率 | 算定されないこと 算定されないこと 1.2%未満 4.0%未満 | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

※ 実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率のことで、赤字の程度を指標化するものです。

※ 連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率のことで、すべての会計の赤字や黒字を合算し、全体としての赤字の程度を指標化するものです。

※ 実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のことで、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化するものです。

※ 将来負担比率 損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率のことで、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高を指標化するものです。

② 経常経費の削減（継続）

【取組の要旨】

合併特例措置の期限終了により、平成27年度からの5年間で約45億円の交付税の削減などによる厳しい財政状況が見込まれることから、効率的な予算執行により*経常経費の削減を図り、全庁的な経費削減に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---|----|-----------|--------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 経常経費の削減 | 実施 | → | → | 全部局 (財政課) |
| 指標（数値目標） | 経常経費を、平成28年度までに平成25年度対比6.0%以上削減(毎年度2.0%以上)する ■平成25年度一般会計当初予算の経常経費の額1,874,518千円 | | | |
| 取組による年度別効果額 | H26年度 (H25年度経常経費の予算額×2.0%) | | 37,490千円 | |
| | H27年度 (H25年度経常経費の予算額×4.0%) | | 74,981千円 | |
| | H28年度 (H25年度経常経費の予算額×6.0%) | | 112,471千円 | |
| 効果額合計 (3年後の効果額) | 224,942千円 (112,471千円) | | | |

※ 経常経費 庁舎等の維持管理に要する経費や事業共通経費で各所属に共通する標準的なもの。

③ 市債発行の抑制（継続）

【取組の要旨】

他市に比べ面積が広く、上下水道整備などに多額の経費がかかっている事などから、平成24年度末で約809億円の市債残高を抱え、非常に厳しい財政状況にあることから、公共事業の縮減や特定財源の確保を図るとともに、必要な事業の選択と集中化を図り、市債発行額（※臨時財政対策債を除く）の抑制に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|------------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 市債発行額の管理 | 実施 | → | → | 財政課 |
| 指標（数値目標） | 市債の発行額（臨時財政対策債を除く）を各年度元金償還額の範囲内とする | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

※ 臨時財政対策債 国が本来地方交付税として配分すべき財源が不足した場合に、地方公共団体に地方債という形で立て替えさせ、後年度、元利償還金の全額を地方交付税で補てんする仕組み。

④ 定員適正化計画の策定・推進（継続）

【取組の要旨】

類似団体と比較すると本市は8総合支所に加え、15保育（分）園など施設数が多く、病院部門を除く職員数は平成25年4月1日現在で582人であり、市財政に占める人件費の割合も高いことから、第2次北杜市定員適正化計画に基づき、計画的に職員の削減を行なうことにより行政のスリム化に取り組みます。

また、第2次定員適正化計画が平成27年度で終了することから、新たな定員適正化計画を策定し、引き続き行政のスリム化に取り組みます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 定員適正化計画の策定・推進 | 実施 | 設定 | 実施 | 総務課 |
| 指標（数値目標） | <ul style="list-style-type: none"> ・職員数を、平成27年度までに平成25年度対比12人純減する ・新たな定員適正化計画を策定し、職員の削減に努める | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑤ 総人件費の抑制（継続）

【取組の要旨】

病院部門を除く平成25年4月1日現在の職員数は582人であり、類似団体と比較して職員数が多いことから、市の財政に占める人件費の割合が高くなっています。

そのため、事務事業の見直し、組織機構の簡素化、嘱託職員、臨時職員の活用を図り、職員定数の削減を図るとともに、人件費総額の抑制に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|--|----|----------|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 総人件費の抑制 | 実施 | → | → | 総務課 |
| 指標（数値目標） | 人件費予算額を、平成28年度までに平成25年度対比2.0%削減する ■平成25年度人件費当初予算額（病院会計を除く）4,399,205千円 | | | |
| 取組による年度別効果額 | H26年度（H25年度人件費当初予算額×0.7%） | | 30,794千円 | |
| | H27年度（H25年度人件費当初予算額×1.2%） | | 52,790千円 | |
| | H28年度（H25年度人件費当初予算額×2.0%） | | 87,984千円 | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | 171,568千円 （87,984千円） | | | |

※ 平成25年度の人件費は、減額特例措置を行っているため、決算額を対比の基準とするのは適当ではないので、当初の予算額を指標の基準としている。

⑥ 補助金支出の適正化（継続）

【取組の要旨】

各種団体等への形骸化している補助金が見受けられることから、補助金額の内容の精査や見直しを行い削減に努めます。

また、個々の補助金についてもゼロベースで見直すために、（仮称）補助金等評価検討会を創設し、具体的な検討を行います。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---|----|----|--------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 市単独補助金の削減 | 実施 | → | → | 全部局 (企画課) |
| 指標（数値目標） | 市単独補助金を、平成28年度までに平成25年度対比3.0%削減する ■H25年度一般会計当初予算の市単独補助金の額244,667千円 | | | |
| 団体への運営補助金の削減 | 実施 | → | → | |
| 指標（数値目標） | 各種団体への運営補助金を、平成28年度までに平成25年度対比3.0%削減する ■平成25年度一般会計当初予算の市単独団体運営補助金の額121,719千円 | | | |
| 補助金等評価検討会の創設 | 検討 | 設定 | 実施 | |
| 指標（数値目標） | （仮称）補助金等評価検討会を創設し、補助金の整理統合を図る | | | |
| 取組による年度別効果額 | H26年度（H25年度市単独補助金当初予算額×1.0%） | | | 3,664千円 |
| | H27年度（H25年度市単独補助金当初予算額×2.0%） | | | 7,328千円 |
| | H28年度（H25年度市単独補助金当初予算額×3.0%） | | | 10,992千円 |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | 21,984千円 （10,992千円） | | | |

2 自主財源の確保と負担の公平化の実現

① 使用料、手数料、負担金等の見直し（継続）

【取組の要旨】

使用料等について、行政の役割と範囲、受益と負担の公平性を考慮する必要があるため、適正な負担水準の設定に努めます。

なお、平成26年度に経過措置期間が終了し、料金統一がされる下水道使用料のさらなる見直しに取り組みます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|-------------------------------|-----|-----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 保育料の見直し | 設 定 | 実 施 | → | 子育て支援課 |
| 指標（数値目標） | 保育料の見直しを行い、負担の公平性に努める | | | |
| 放課後児童クラブ利用料の見直し | 設 定 | 実 施 | → | 子育て支援課 |
| 指標（数値目標） | 放課後児童クラブ利用料の見直しを行い、負担の公平性に努める | | | |
| 下水道使用料の見直し | 検 討 | → | 設 定 | 下水道課 |
| 指標（数値目標） | 下水道使用料の見直し | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

② 収納率の向上（継続）

【取組の要旨】

健全な市財政の確立と負担の公平性の観点から、市税収納率を向上させる必要があります。

そのために各部局と連携して、市税、国保税、各種料金等の収納率の向上に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|------------------|------------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 市税収納率の向上 | 実施 | → | → | 収納課 |
| 指標（数値目標） | 現年分収納率を平成28年度までに市税98.3%にする | | | |
| 国民健康保険税収納率の向上 | 実施 | → | → | 市民課 |
| 指標（数値目標） | 現年分収納率を平成28年度までに国民健康保険税94.0%にする | | | |
| 後期高齢者医療保険料収納率の向上 | 実施 | → | → | 市民課 |
| 指標（数値目標） | 現年分収納率を平成28年度までに後期高齢者医療保険料99.5%にする | | | |
| 介護保険料収納率の向上 | 実施 | → | → | 介護支援課 |
| 指標（数値目標） | 現年分収納率を平成28年度までに介護保険料99.0%にする | | | |
| 保育料収納率の向上 | 実施 | → | → | 子育て支援課 |
| 指標（数値目標） | 現年分収納率を平成28年度までに保育料99.0%にする | | | |

| | | | | |
|--------------------|--------------------------------|----------|---|-------|
| 水道使用料収納率の向上 | 実 施 | → | → | 上水道課 |
| 指標（数値目標） | 現年分収納率を平成28年度までに水道使用料98.5%にする | | | |
| 下水道使用料収納率の向上 | 実 施 | → | → | 下水道課 |
| 指標（数値目標） | 現年分収納率を平成28年度までに下水道使用料98.2%にする | | | |
| 住宅使用料収納率の向上 | 実 施 | → | → | 住宅課 |
| 指標（数値目標） | 現年分収納率を平成28年度までに住宅使用料96.3%にする | | | |
| 学校給食費収納率の向上 | 実 施 | → | → | 学校給食課 |
| 指標（数値目標） | 現年分収納率を平成28年度までに学校給食費99.5%にする | | | |
| 取組による年度別効果額 | H26年度（H24年度各税等の現年分調定額×目標収納率） | 12,650千円 | | |
| | H27年度（H24年度各税等の現年分調定額×目標収納率） | 14,788千円 | | |
| | H28年度（H24年度各税等の現年分調定額×目標収納率） | 24,382千円 | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | 51,820千円 （ — ） | | | |

③ 滞納整理の強化（継続）

【取組の要旨】

市民負担の公平性、公正性の観点から、滞納者に対する法的措置の適用など滞納整理を強化し、収納率向上に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|-----------------------|--------------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 市税滞納繰越分収納率の向上 | 実施 | → | → | 収納課 |
| 指標（数値目標） | 滞納繰越分収納率を平成28年度までに市税23.0%にする | | | |
| 国民健康保険税滞納繰越分収納率の向上 | 実施 | → | → | 市民課 |
| 指標（数値目標） | 滞納繰越分収納率を平成28年度までに国民健康保険税28.0%にする | | | |
| 後期高齢者医療保険料滞納繰越分収納率の向上 | 実施 | → | → | 市民課 |
| 指標（数値目標） | 滞納繰越分収納率を平成28年度までに後期高齢者医療保険料42.0%にする | | | |
| 介護保険料滞納繰越分収納率の向上 | 実施 | → | → | 介護支援課 |
| 指標（数値目標） | 滞納繰越分収納率を平成28年度までに介護保険料33.1%にする | | | |
| 保育料滞納繰越分収納率の向上 | 実施 | → | → | 子育て支援課 |
| 指標（数値目標） | 滞納繰越分収納率を平成28年度までに保育料19.0%にする | | | |

| | | | | |
|--------------------|--|---|----------|-------|
| 水道使用料滞納繰越分収納率の向上 | 実 施 | → | → | 上水道課 |
| 指標 (数値目標) | 滞納繰越分収納率を平成28年度までに水道使用料14.0%にする | | | |
| 下水道使用料滞納繰越分収納率の向上 | 実 施 | → | → | 下水道課 |
| 指標 (数値目標) | 滞納繰越分収納率を平成28年度までに下水道使用料11.7%にする | | | |
| 住宅使用料滞納繰越分収納率の向上 | 実 施 | → | → | 住宅課 |
| 指標 (数値目標) | 滞納繰越分収納率を平成28年度までに住宅使用料15.0%にする | | | |
| 学校給食費滞納繰越分収納率の向上 | 実 施 | → | → | 学校給食課 |
| 指標 (数値目標) | 滞納繰越分収納率を平成28年度までに学校給食費25.0%にする | | | |
| 滞納処分の実施 | 実 施 | → | → | 収納課 |
| 指標 (数値目標) | 滞納処分の実施件数 平成26年度 300件 平成27年度 310件 平成28年度 320件 | | | |
| 取組による年度別効果額 | H26年度 (H24年度各税等の過年分調定額×目標収納率) | | 8,189千円 | |
| | H27年度 (H24年度各税等の過年分調定額×目標収納率) | | 15,961千円 | |
| | H28年度 (H24年度各税等の過年分調定額×目標収納率) | | 23,670千円 | |
| 効果額合計 (3年後の効果額) | 47,820千円 (—) | | | |

④ 定住促進に向けた取り組み（新規）

【取組の要旨】

少子高齢化による人口構成の変化とともに、平成32年には約43,000人とも推計される本市の人口は、市の財政運営に大きく影響するため、積極的な定住促進策を全庁的に展開します。

なお、策定後は、子育て支援策など各種サービスと連携し、定住促進策の推進に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---------------------------|-----|-----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 定住促進策の推進 | 検 討 | 設 定 | 実 施 | 企画課 |
| 指標（数値目標） | （仮称）定住促進計画を策定し、定住促進策を推進する | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑤ 企業誘致等の推進（継続）

【取組の要旨】

定住促進を図るうえで雇用の場を確保することは重要である。このため、新規企業等の誘致活動とともに、既に立地している集積企業の需要拡大等による地域内への増設等の創出を積極的に推進し、雇用の創出及び税収等の確保を図り定住促進に繋げます。

また、農業では、土地改良事業の実施及び耕作放棄地の解消事業により大規模農地の集積確保等進出に向けての条件を整え、農業生産法人等の誘致に取り組みます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---------------------------|----|----|---------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 企業等誘致の推進 | 実施 | → | → | 観光・商工課 農政課 |
| 指標（数値目標） | 誘致企業数（農業生産法人含む） 1社以上／年 | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑥ 市有財産の有効活用、処分（継続）

【取組の要旨】

健全な市財政を確立するためには、歳出の削減と同時に歳入確保に努める必要があります。

そのため普通財産の民間等への売却、貸付等を積極的に推進し、自主財源の確保に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|------------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 市有財産の有効活用、処分 | 実施 | → | → | 管財課 |
| 指標（数値目標） | 普通財産の有効活用、処分 売却 1件／年 貸付 5件／年 | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑦ 市印刷物等への広告掲載の推進（継続）

【取組の要旨】

健全な市財政を確立するためには、歳出の削減と同時に歳入確保に努める必要があります。

そのため民間等との協働を行い、市印刷物（広報、封筒、ホームページ等）への広告掲載を拡充します。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 広報・ホームページへの広告掲載 | 実施 | → | → | 政策秘書課 |
| 指標（数値目標） | 広告枠の稼働率を毎年度100%にする | | | |
| 封筒への広告の掲載 | 実施 | → | → | 管財課 |
| 指標（数値目標） | 広告付封筒の作成枚数 5万枚/年 | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

3 市民との協働による事業の展開と情報の共有化

① 協力金制度の推進（継続）

【取組の要旨】

市民団体等が、自主・自発的に行う本市のまちづくりを進めていくために、積極的にふるさと納税、環境保全基金、芸術文化スポーツ振興基金制度を推進します。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|---------------------|-----------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 「ふるさと納税」制度の推進 | 実施 | → | → | 地域課 |
| 指標（数値目標） | 「ふるさと納税」の寄附件数 210件/年 | | | |
| 「環境保全協力金」制度の推進 | 実施 | → | → | 政策秘書課 |
| 指標（数値目標） | 「環境保全協力金」の協力件数 20件/年 | | | |
| 「芸術文化スポーツ振興基金」制度の推進 | 実施 | → | → | 生涯学習課 |
| 指標（数値目標） | 「芸術文化スポーツ振興協力金」協力件数 4件/年 | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

② 補助金公募制度の推進（継続）

【取組の要旨】

市民団体等が自主・自発的に行う本市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、制度の主旨を尊重しつつ、事業経費の一部を助成することにより、市民等のまちづくりへの積極的な参加を推進します。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|----------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 環境保全基金の活用 | 実施 | → | → | 政策秘書課 |
| 指標（数値目標） | 環境保全提案型事業の募集、採択数 15件/年 | | | |
| 芸術文化スポーツ振興基金の活用 | 実施 | → | → | 生涯学習課 |
| 指標（数値目標） | 芸術文化スポーツ振興基金活用事業の募集、採択数 10件/年 | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

③ 市民ボランティアとの協働（継続）

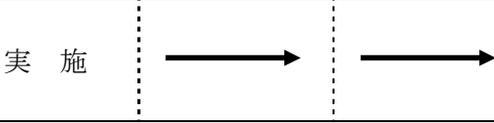
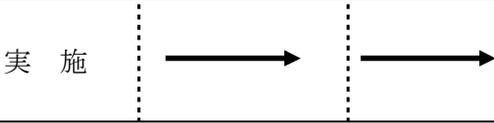
【取組の要旨】

市民との協働による市政運営が行えるよう、各種ボランティア等の体制強化に努めます。

また、参画していただく場の拡大に努めると共に積極的な情報提供を行い、登録者と情報共有（意見交換）しつつ、各種事業やイベントの運営等に参画をいただき、市政運営の効率化に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|------------------|--------------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 災害時要援護者支援制度の推進 | 実施 | → | → | 福祉課 |
| 指標（数値目標） | 災害時要援護者支援制度の登録者数を平成28年度までに500人にする | | | |
| 通訳ボランティア制度の推進 | 実施 | → | → | 地域課 |
| 指標（数値目標） | 通訳ボランティアの登録者数を平成28年度までに19人とし、その活用を図る | | | |
| 介護支援ボランティア制度の推進 | 実施 | → | → | 介護支援課 |
| 指標（数値目標） | 介護支援ボランティア制度のポイント還元数 2,000ポイント/年 | | | |
| 認知症サポーター制度の推進 | 実施 | → | → | 介護支援課 |
| 指標（数値目標） | 認知症サポーターの登録者数を平成28年度までに4,000人にする | | | |
| 学びの杜タレントバンク制度の推進 | 実施 | → | → | 生涯学習課 |
| 指標（数値目標） | タレントバンクの登録者数を平成28年度までに70人とし、その活用を図る | | | |

| | | |
|----------------------------|--|-------|
| 図書館ボランティア制度の 推進 |  | 中央図書館 |
| 指標（数値目標） | 図書館ボランティアの登録者数を平成28年度までに200人とし、その活用を図る | |
| 障害者ボランティア制度の 推進 |  | 福祉課 |
| 指標（数値目標） | 障害者ボランティア交流会またはフォローアップ講座を毎月開催する | |
| 認知症支援ネットワークの 構築に向けた取り組み |  | 介護支援課 |
| 指標（数値目標） | 認知症支援ネットワーク会議を設置し、認知症の方とその家族の支援に取り組む | |
| 取組による年度別効果額 | — | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | |

④ 地域委員会の活用（継続）

【取組の要旨】

8町村が合併したことから、住民の意見集約機関としての役割を担うところが現在でも大きいため、必要なものについては積極的に諮問すると共に、委員会からの提言も受け、地域活性化に向け地域委員会の活用を図ります。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|----------|----|---------|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 地域委員会の活用 | 実施 | → | → | 地域課 |
| 指標（数値目標） | 地域委員会の活用 | | 諮問数1件/年 | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑤ 市ホームページの充実・行政情報の発信（継続）

【取組の要旨】

市民に対する説明責任及び行政への市民参加を図る上で、情報を出来る限り多く提供する必要があることから、市ホームページを積極的に活用して、市民へ分かりやすい内容で情報提供に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|----------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 市ホームページの充実・行政情報の発信 | 実施 | → | → | 政策秘書課 |
| 指標（数値目標） | 市ホームページのアクセス数 100万ヒット／年 | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

4 事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進

① 事務事業外部評価制度の導入（新規）

【取組の要旨】

限られた財源の中で、より充実した市民サービスを提供する必要があることから、500を超える事務事業を多角的な視点で、実施方法や必要性を評価するため外部の有識者による委員会を設置し、その評価結果を市政運営に反映させるよう努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 事務事業外部評価制度の導入 | 設定 | → | 実施 | 企画課 |
| 指標（数値目標） | 事務事業外部評価委員会を設置し、評価結果を市政運営に反映させる | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

② 民間委託（指定管理者制度含む）の活用（新規）

【取組の要旨】

限られた財源の中で、より充実した市民サービスを提供する必要があることから、民間企業等の手法を活かし、市民サービスの向上や施設運営経費の削減を図ります。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---------------------------|-----|-----|--------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 市役所宿日直の民間活用 | 検 討 | 設 定 | 実 施 | 総務課 |
| 指標（数値目標） | 宿日直の民間委託を導入し、経費削減を図る | | | |
| 上下水道料金徴収業務等の民間活用 | 検 討 | 設 定 | 実 施 | 上水道課 下水道課 |
| 指標（数値目標） | 上下水道料金徴収業務等を民間委託し、経費削減を図る | | | |
| 市営住宅管理等の民間活用 | 検 討 | 設 定 | 実 施 | 住宅課 |
| 指標（数値目標） | 市営住宅管理等を民間委託し、経費削減を図る | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

③ 公共事業費の段階的縮減（継続）

【取組の要旨】

合併特例措置の期限終了により、平成27年度からの5年間で約45億円の交付税の縮減などによる厳しい財政状況が見込まれることから、新規事業のみならず、継続事業についても抜本的な見直しを行う中で、公共事業費の段階的な縮減を図ります。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|--|----|-----------|--------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 公共事業費の段階的縮減 | 実施 | → | → | 全部局 (財政課) |
| 指標（数値目標） | 1箇所（事業）当たりの単年度事業費が1億円を超える程度の主要な政策的事業を除く公共事業費を、平成28年度までに平成25年度対比9.0%削減（毎年度3.0%削減）する ■平成25年度一般会計当初予算の公共事業費（上記前提条件）の額1,192,010千円 | | | |
| 取組による年度別効果額 | H26年度（H25年度公共事業費の予算額×3.0%） | | 35,760千円 | |
| | H27年度（H25年度公共事業費の予算額×6.0%） | | 71,521千円 | |
| | H28年度（H25年度公共事業費の予算額×9.0%） | | 107,281千円 | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | 214,562千円 （107,281千円） | | | |

※ 公共事業 国又は地方公共団体等が実施する道路、河川、上下水道、公営住宅等の社会資本整備のための事業（災害復旧事業費を除く）。

④ 市民バス等の見直し（継続）

【取組の要旨】

本市は602.89km²と県内一面積が広く、河川や山地により居住地域が点在していることなどから効率的な運行が困難な状況にあります。このことから、市民バスの見直しを行います。

また、保育園通園バス、小中学校スクールバスの運行についても、整理統合や廃止等の見直しも含めた効率の良い運行を目指します。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|-----------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 市民バスの見直し | 実施 | → | → | 企画課 |
| 指標（数値目標） | 市民バスの効率化を図る | | | |
| 保育園通園バスの見直し | 検討 | 実施 | → | 子育て支援課 |
| 指標（数値目標） | 保育園通園バスの廃止 | | | |
| 小・中学校スクールバスの整備 | 実施 | → | → | 教育総務課 |
| 指標（数値目標） | 小・中学校の統合及び市民バスの見直しに伴うスクールバスの整備を行う | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑤ 大学や民間企業との連携（継続）

【取組の要旨】

市民サービスの向上や行政運営の更なる効率化を図る必要があるため、市が行っている事業を民間や大学等との協働により実施し地域活性化に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|--|----|----|------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 大学や民間企業との連携 | 実施 | → | → | 地域課 福祉課 |
| 指標（数値目標） | <ul style="list-style-type: none"> ・大学や企業等との連携による地域活性化事業へ取り組む ・あんきじゃんネットワーク事業を推進する | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑥ 出資法人の経営健全化の推進（継続）

【取組の要旨】

出資法人の経営悪化は市の財政に対し大きな影響を与えることから、出資法人に対して、法人自らが問題意識を持ち事業や組織運営に取り組むことにより、健全経営が行えるよう支援します。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|-----------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 出資法人の経営健全化の推進 | 実施 | → | → | 企画課 |
| 指標（数値目標） | 出資法人の経営健全化を推進する | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑦ 公営企業の経営改善（継続）

【取組の要旨】

公営企業会計への繰出金が大きな財政負担となっていることから、一般会計からの繰出金のあり方を見直すとともに、簡易水道、下水道等の公営企業の経営改善を推進します。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---|----|------------|--------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 経営改善計画の推進 | 実施 | → | → | 上水道課 下水道課 |
| 指標（数値目標） | 公営企業会計への基準外繰出金を平成28年度までに30,000千円削減する ■平成25年度一般会計当初予算の上・下水道・農業集落排水特別会計繰出金（基準外）の額809,557千円 | | | |
| 簡易水道統合計画の推進 | 実施 | → | → | 上水道課 |
| 指標（数値目標） | 工法等の見直しにより工事費を縮減する | | | |
| 下水道整備計画の推進 | 実施 | → | → | 下水道課 |
| 指標（数値目標） | 工法等の見直しにより工事費を縮減する | | | |
| 取組による年度別効果額 | H26年度（H25年度上下水道繰出金に対し） | | 5,000千円減額 | |
| | H27年度（H25年度上下水道繰出金に対し） | | 15,000千円減額 | |
| | H28年度（H25年度上下水道繰出金に対し） | | 30,000千円減額 | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | 50,000千円 （30,000千円） | | | |

⑧ 病院、診療所の経営改善（継続）

【取組の要旨】

公営企業会計への繰出金が大きな財政負担となることから、市立病院等の健全経営に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 病院、診療所の経営改善 | 実施 | → | → | 健康増進課 |
| 指標（数値目標） | 病院事業特別会計の※経常収支比率を、平成28年度までに塩川病院 102.5%、甲陽病院 100.1%、辺見診療所 106.0%、白州診療所 105.0%にする | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

※ 経常収支比率 公営企業会計における経常収支比率とは、 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} = \text{経常収支比率}$ である。この比率が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満は単年度赤字を表すことになる。

⑨ 施設の有効活用、整理統合（継続）

【取組の要旨】

合併に伴い多くの公共施設があり、これらの施設管理費が大きな財政負担となっています。

そのため、多機能化や他用途での活用を検討し、市民の利便性の向上や施設管理費の削減を図るため、目的、必要性、公平性、利用状況等の観点から抜本的に見直しを行います。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|--|----|-----|--------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 施設の有効活用、整理統合 | 検 討 | → | 設 定 | 全部局 (企画課) |
| 指標（数値目標） | 他用途での活用や統廃合に向け検討するため、(仮称)公共施設再配置基本方針を定める | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 (3年後の効果額) | — | | | |

⑩ 小・中学校適正配置実施計画の推進（継続）

【取組の要旨】

児童生徒数が減少していくことから教育環境整備のため、市民説明を行いながら中学校及び高根地区小学校の統合を進めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|------------------------|----|-----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 小・中学校適正配置実施計画の推進 | 設 定 | → | 実 施 | 教育総務課 |
| 指標（数値目標） | 統合計画案を市民に説明し、統合計画を策定する | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

5 経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進

① 再任用、嘱託職員の任用方法の見直し（新規）

【取組の要旨】

多様化する市民ニーズに対応する必要があることから、専門的知識や技術、資格、経験等を要する業務については、※再任用職員や嘱託職員の任用を図ります。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|--|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 再任用、嘱託職員の任用方法見直し | 実施 | → | → | 総務課 |
| 指標（数値目標） | 再任用、嘱託職員の任用方法の見直しを行い、再任用職員等を任用することで多様化するニーズに対応する | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

※ 再任用職員 定年等で退職した地方公務員等の公務で培った知識・経験を、公務の場で活用していくとともに、60歳台前半の生活を支えるために設けられた制度。

② 資格取得支援制度の推進（新規）

【取組の要旨】

職員の自己啓発を喚起し、職員の能力向上を図り、市政の発展に寄与することを目的として、職員の自発的な資格取得を奨励する制度を創設します。

また、制度を積極的に活用させ、市民サービスの向上に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|----------------------|-----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 資格取得支援制度の推進 | 設 定 | 実 施 | → | 総務課 |
| 指標（数値目標） | 資格取得支援制度を創設し、制度を推進する | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

③ マイナンバー制度への取り組み（新規）

【取組の要旨】

納税実績や年金など社会保障の情報を一元的に管理するマイナンバー制度に対応できる体制づくりを構築します。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---------------------------|----|-----|--------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| マイナンバー制度の取組 | 設 定 | → | 実 施 | 全部局 (総務課) |
| 指標（数値目標） | マイナンバー制度導入による行政サービスの向上を図る | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

※ マイナンバー制度 平成28年1月から実施される国民一人ひとりに番号を割り振り、納税実績や年金など社会保障の情報を一元的に管理する制度です。

④ 人事評価制度の推進（継続）

【取組の要旨】

効率的な人材活用及び組織力の向上を図る必要があることから、職員の設定目標の達成度などの業績や能力を評価する人事評価制度を推進します。

併せて、管理職登用試験の導入に向け取り組みます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|---------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 人事評価制度の推進 | 検討 | 設定 | → | 総務課 |
| 指標（数値目標） | 人事評価制度を実施し、効率的な人材活用及び組織力の向上を図る | | | |
| 管理職登用試験の導入 | 検討 | 設定 | → | 総務課 |
| 指標（数値目標） | 管理職登用試験を導入し、効率的な人材活用及び組織力の向上を図る | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑤ 機能性、効率性を重視した組織の再編（継続）

【取組の要旨】

住民ニーズへの的確に対応するため、行政組織や分掌事務の見直しを随時行います。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|-------------|----|----|---------------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 組織機構の見直し | 実施 | → | → | 政策秘書課 企画課 総務課 |
| 指標（数値目標） | 組織機構の見直しを行う | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑥ 人材育成計画の推進（継続）

【取組の要旨】

複雑多様化する行政課題に的確に対応する人材を育成するため、研修体系の見直しと職員研修の充実等を行い、職員の能力向上や意識改革の徹底などに取り組めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|----------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 人材育成計画の推進 | 実施 | → | → | 総務課 |
| 指標（数値目標） | 職員研修参加人数（延べ）350人／年 人事交流 10人／年 | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑦ 職員提案制度の推進（継続）

【取組の要旨】

職員の意識改革や市民サービスの向上を図るため、職員が創意・工夫による提案を積極的に行います。

また、採用された提案は速やかに導入し、市民サービスの向上に努めます。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|-----------------------------------|----|----|--------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 職員提案制度の推進 | 実施 | → | → | 総務課 |
| 指標（数値目標） | 職員提案を募集し、採用された提案の早期導入に努める 2件／年 | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 （3年後の効果額） | — | | | |

⑧ 総合支所、出張所のあり方の検討（継続）

【取組の要旨】

市民サービスを保ちつつ、行政の効率化及び経費の削減を図る必要があることから、総合支所、出張所のあり方について検討を行います。

【具体的な取組】

| 取組内容（項目） | 実施予定（年度） | | | 所管部局・課 |
|--------------------|-------------------|----|----|--------------|
| | 26 | 27 | 28 | |
| 総合支所、出張所のあり方の検討 | 検 討 | → | → | 全部局 (企画課) |
| 指標（数値目標） | 総合支所、出張所のあり方を検討する | | | |
| 取組による年度別効果額 | — | | | |
| 効果額合計 (3年後の効果額) | — | | | |

【参考資料】

平成25年11月28日

北杜市長 白倉政司 様

北杜市行政改革推進委員会

会長 小川昭二

北杜市行財政改革大綱等について（答申）

平成25年8月7日付、北杜企画第169号で諮問のありました北杜市行財政改革大綱等の改訂について、本委員会では、市から提示された原案をもとに活発かつ精力的な調査、審議を重ねて参りました。その結果、本委員会の審議内容が反映された第3次北杜市行財政改革大綱（案）及び第3次北杜市行財政改革実施計画（アクションプラン）（案）が別添のとおりまとまりましたので答申します。

また、今後、新たな行財政改革大綱に沿った取り組みにより、市民の視点に立った改革がいっそう推進され、北杜市のますますの発展に繋がることを強く期待し、推進方法等について次のとおり要望します。

1. 本委員会は、北杜市が合併直後から行財政改革に真摯に取り組み、多くの成果を挙げてきたことを高く評価しますが、合併により優遇措置されてきた普通交付税が漸次減少するこれからの改革の正念場であることを強く認識し、危機感とスピード感をもって取り組んでください。
2. 行財政改革において行政コストの削減は大きな目的で今後も継続的に取り組む必要がありますが、併せて、これからはスリム化された行政資源を最大限に活用しつつ、質の高い行政サービスを維持し、市民の満足度をより高めていく自治体経営を展開してください。
3. 行財政改革には、行政と市民の適切な役割分担と協働が欠かせない要素となることから、行政情報を積極的に公開し、市民との信頼関係を基本に、わかりやすく透明性の高い改革を推進してください。
4. 行財政改革を着実に実行するため、PDCAサイクルによる効果の検証と改善を的確に行うとともに、行財政改革大綱で定める推進体制が効果的に機能するよう努めてください。
5. 行財政改革は職員の意識改革でもあります。これまでの行財政改革や事業仕分けなどの経験を活かし、従来のスタイルや前例踏襲から脱却するよう職員の意識改革を図り、また、職員の育成を計画的に進めるほか、その能力が十分発揮される環境づくりに努めてください。

北杜市行政改革推進委員会条例

平成17年6月21日

北杜市条例第22号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、北杜市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、行政改革について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月14日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北杜市行政改革推進委員会名簿

平成25年7月現在

| | 氏 名 | 役職 | 備 考 |
|----|-------|-----|-------------------------------|
| 1 | 小川 昭二 | 会 長 | 北杜市人権擁護委員 |
| 2 | 齊藤 満 | 副会長 | 前北杜市総合計画審議会会長 |
| 3 | 藤原 真史 | | 国立大学法人山梨大学大学院 医学工学総合研究部准教授 |
| 4 | 齊藤 康博 | | 中日本高速道路(株)八王子支社 保全・サービス部長 |
| 5 | 樋川 秀年 | | HOYA(株)長坂事業所長 |
| 6 | 渡部 壮一 | | 山梨学院大学法学部政治行政学科教授 |
| 7 | 清水 裕 | | 山梨中央銀行須玉支店支店長 |
| 8 | 山田 守郎 | | ヴィンテージリゾート(株)代表取締役社長 |
| 9 | 浅川 治子 | | 北杜市民生・児童委員協議会 |
| 10 | 草野香壽恵 | | 北杜市消費生活研究会会長 |

北杜市行政改革推進本部設置要綱

平成17年6月2日

北杜市訓令第10号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、北杜市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。職務代理の順位は、副市長、教育長の順とする。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び委員で構成し、座長には企画部企画課長を、委員には別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、座長が招集し主宰する。
- 4 幹事会は、本部に付議すべき案件の調査・研究を行うものとする。
- 5 幹事会は、本部の会議に提案すべき原案の作成及び行政改革の推進について具体的な調査検討を行う。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月10日訓令第8号）

この訓令は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第34号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第5号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月18日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画部長、総務部長、市民部長、福祉部長、生活環境部長、産業観光部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、明野総合支所長、須玉総合支所長、高根総合支所長、長坂総合支所長、大泉総合支所長、小淵沢総合支所長、白州総合支所長、武川総合支所長、政策秘書課長

別表第2（第6条関係）

企画部財政課長、総務部総務課長、市民部市民課長、福祉部福祉課長、生活環境部環境課長、産業観光部農政課長、建設部まちづくり推進課長、教育委員会教育総務課長、会計課長、各総合支所の地域市民課長

北杜市行政改革推進委員会等審議経過

平成25年 5月20日 第1回行政改革推進本部幹事会

- ・第2次行政改革大綱（アクションプラン）のまとめ方について
- ・次期計画策定に向けた考え方について

平成25年 7月 2日 第2回行政改革推進本部幹事会

- ・委員会の日程について

平成25年 7月22日 第1回行政改革推進本部

- ・第2次行政改革大綱の達成見込みについて
- ・委員会への諮問について

平成25年 8月 7日 第1回行政改革推進委員会

- ・第2次行政改革大綱達成見込報告
- ・諮問内容について
- ・答申へのスケジュール

平成25年 9月17日（第2回行政改革推進本部）

- ・事業仕分け実施に伴う対象事業選定について

平成25年 9月24日 第3回行政改革推進本部

- ・第3次行財政改革大綱（案）について

平成25年 9月30日 第4回行政改革推進本部

- ・第3次行財政改革大綱（案）について

平成25年10月10日 第2回行政改革推進委員会

- ・第3次行財政改革大綱（案）について

平成25年10月28日 第5回行政改革推進本部

- ・第3次行財政改革大綱（案）について

平成25年11月 5日 第6回行政改革推進本部

- ・第3次行財政改革大綱（案）について

平成25年11月 8日 第3回行政改革推進委員会

- ・第3次行財政改革大綱（案）について

平成25年11月18日 第7回行政改革推進本部

- ・第3次行財政改革大綱（案）について
- ・事業仕分けの結果に対する検討結果について
- ・平成25年度事務事業評価結果について

平成25年11月25日 第8回行政改革推進本部

- ・第3次行財政改革大綱（案）について

平成25年11月28日 第4回行政改革推進委員会

- ・第3次行財政改革大綱（案）について
- ・答申

平成25年12月2日 第9回行政改革推進本部

- ・第3次行財政改革大綱（案）について

平成26年1月6日～1月27日

- ・パブリックコメントを実施し、広く市民等からの意見を求める

平成26年2月24日 第10回行政改革推進本部

- ・第3次行財政改革大綱の策定

第3次北杜市行財政改革大綱

(平成26年度～平成28年度)

北杜市企画部企画課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL 0551-42-1111 (代表)

FAX 0551-42-1122

ホームページ <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp>